

【242】外地戦争裁判未決死亡者の靖国神社合祀のための事務について（昭和33年6月10日復員第六一三号業務第二一〇〇七号の一〇二厚生省引揚援護局復員課長、同業務第二課長発地方復員部長、都道府県主務課長宛）

復員第六一三号  
業務第二一〇〇七号の一〇二

昭和三十三年六月十日

厚生省引揚援護局復員課長  
同 業務第二課長

地方復員部長 殿  
都道府県主務課長 殿

外地戦争裁判未決死亡者の靖国神社合祀のための事務について  
戦争裁判（日本國との平和条約第十一條に掲げる裁判をいう。以下同じ。）による判決確定の前に死亡した被拘禁者のうち外地において死亡した者（内地において逮捕され、外地に移送された者を除く。以下「外地未決死亡者」という。）は、従来、靖国神社合祀の基準上、一

「昭和二十年九月三日以降外地において死亡した者」として、今日まで既にその約三分の一が合祀されているが、今次昭和三十三年秋季合祀のための事務に協力するにあたり、残りの外地未決死亡者（陸海軍の軍人軍属であつたことが確定している者に限る。）を、この際合祀することができるとして致したので、地方復員部、都道府県にかけられて、關係の未合祀外地未決死亡者でその祭神名票が送付されているものがあれば、上記事項を参照し、当該名票をそれぞれ復員課又は業務第二課に送付されたら。

あつて、別冊未合祀外地未決死亡者名簿は、保有資料から直ちに取出された未合祀外地未決死亡者（陸海軍の軍人軍属であつたことが確定している者に限る。）の遺族、現住所は死亡当時のものであるから、更に調査を要する。未合祀であることについては靖国神社に於いて照会である。（を登録し、作葉の参考として送付するものであるが、その他にもこの際合祀すべき若干の未合祀外地未決死亡者もあるので、貴方において調査の上、これらの者に係る祭神名票もなるべく同時に

送付されるより、申し添える。

左記

一 外地未決死亡者の範囲等  
陸海軍の軍人軍属であつたことが確定している者（内地において逮捕され、外地に移送された者及び未だ戦争裁判者遺族等送還法による弔慰金の裁定のない者を除く。）に限ること。  
弔慰金の裁定上、その死亡については次のとおり取扱が異つてゐるが、今次祭神名票の送付にあつては、その区別を問わないこと。  
(一) 公務傷病による死亡  
(二) 未復員中の自己の責に帰することのできない傷害による死亡  
(三) 戦争裁判による拘禁中の死亡  
(四) 責任自殺による死亡  
(五) 祭神名票送付の期日  
来る七月三十一日までとすること。  
二 祭神名票地名の記入  
ジャワ島パタビヤ、ニューブリタン島ラハウル、中華民国湖北省漢口等の例によつて記入すること。（パタビヤ、デビタン刑務所、ラハウル監獄拘留所、漢口監獄拘留所等總務部の記入は不要である。）

注意事項  
先に、従来、合祀基準にまいりため合祀すべきか否か等につき将来決定せらるべきものの一つとして送給（旧陸軍課長宛）して昭和三十三年四月三十日付復員第六一三〇号（した「送還関係死亡者」とは、戦争裁判により判決が確定し、これにより死亡（刑死又は拘禁中の病死等）した者を指すのであるが、今日まで引揚援護局に送付された祭神名票のうちこれら「送還関係死亡者」に係るものが混入している事例もあるので、この通知による外地未決死亡者に前記送還関係死亡者が混入しないことに関し、特に配慮されたら。

復員才六四〇号

昭和三十三年六月十三日

厚生省引揚援護局復員課長

各都道府県主務課長 殿

昭和三十三年秋季靖国神社合祀事務等の細部について（追加）

標記のことについて左記のとおり連絡する。

記

一 才六類に属する者（もとの陸軍の要請に基づいて戦斗に参加し当該戦斗に基く負傷又は疾病により死亡した者）の祭神名票の記入については

1. 身分については既連絡のとおりであること。

2. 所属部隊については戦斗参加を要請した部隊名を記入するものとし閉拓団等にて要請した部隊の明らかなでないものは既住地を管

轄する師団又は軍司令部を記入すること。

3. 死亡区分は死亡公報に記載のとおり記入すること。即ち戦死及び戦傷死とあるものはこれを記入し単に死亡とあるものは「死亡」と記入すること。なお、単に「死亡」と記入する場合は死亡事由「〇〇による射殺」「自決」及び「受傷部位不詳」等と明記すること。

二 才六類に属する者の祭神名票記載のため弔慰金請求に添付した「戦斗参加申立書」の借用を希望する都道府県があるが遺族給与金の裁定業務の都合もあり借用希望時期及び期間（短期間に限る）を明らかにして審査才一課長と個別に協議されたいこと。

三 才五類の乙に属する者のうち軍医には戦災救恤規程の適用をうけている者及び遺族救護法の適用をうけていない者が多いので脱漏のないよう注意されたいこと。

四 本年秋季以降の合祀者のうちには合祀通知状を受領する遺族がないものがあるため、これら受領者のない合祀通知状の処理について

次の各案についてその意見を八月末日までに通知されたいこと。

才一案 受領者のない合祀通知状は靖国神社に保管し都道府県、市町村及び遺族（葬祭を行う知己を含む）の申出により

④ 遺族に直接送付する。（この場合遺族の住所、経柄及び氏名を都道府県に通知する）

⑤ 都道府県を經由して遺族に送付する。

才二案 受領者のない合祀通知状も一般と同様に都道府県に送付する。

都道府県においては適宜保管及び遺族に交付の方法を考究する。（才二案に同意する都道府県は意見提出の際保管及び遺族に交付する方法について具体的に記述されたい。）

通知先 各都道府県主務課長  
参考 未開 駐在事務所長

【二四四】将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者（昭和33年6月20日）

将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者 33.6.20

靖国神社の従来の合祀基準にはないが大東亜戦争の特異性により将来合祀すべきか否かを検討すべきものには次のようなものがある。

一 軍人軍属の内地、朝鮮、台湾及び樺太等において受傷り病した公務死亡者。（戦死及び戦傷死者を除く）

説明 次のような者は恩給法及び遺族援護法上公務死亡者として取り扱われている。

1 航空殉職者（新型航空機の試験飛行中の殉職者を含む）

2 特攻兵器、特種兵器試験及び訓練中の殉職者

3 演習訓練行軍及び輸送中の傷い疾病（日射病等）による死亡者

4 軍隊等において集団発生した赤痢及び栄養失調症による死亡者

5 病院において伝染病患者の診療に任ずる軍医、衛生兵、看護婦で当該伝染病で死亡した者

右のうち航空機、特攻特種兵器の試験に任ずる者等にはその危険の度に応じ特別手当を支給し恩給法上も加算を認めていた。

二 軍人軍属の服務関連死亡者

説明

大東亜戦争の特性上弱兵を徴集又は召集せざるを得ない状況であつたため内地、朝鮮、台湾及び樺太等で公務と認められる傷い疾病ではないが服務に関連ありと認められるものがあり遺族援護法においては弔慰金（五万円）遺族年金（公務の遺族年金の六割）を支給し恩給法においては特別扶助料（公務扶助料の六割乃至七割五分）が支給されておる。

三 軍人軍属等の法務関係死亡者

説明

1 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者のうち当該拘禁中死亡した者で所謂戦犯者として刑死し又は拘禁中自決又は病死したものである。（旧軍の軍

法会議により軍刑法又は一般刑法により処刑された者を含まない。）

2 これらの者の遺族には公務と同額の遺族年金及び扶助料が支給されている。

3 軍人軍属以外の者についても法務関係死亡者には公務と同額の遺族年金が支給されている。

四 国家総動員法に基く徴用又は協力中の死亡者

説明

1 国家総動員法（昭和十三年四月一日法律第五十五号）第四条の規定により徴用された者及び第五条の規定により協力させられた者のうち戦時災害により死亡した者で、これらの遺族には三万円の弔慰金が支給されている。

2 これらの者のうち陸軍に徴用された者（昭和十六年六月三十日陸達第四十七号）の身分は次のとおり取り扱われる。陸軍の部隊及び工場に徴用されたもの（一）生前より軍属（昭和十六年十二月二十九日陸省令第五十九号国家総動員法第四条に基き陸軍に徴用せられたる者の給与に関する件）

陸軍の管理監督工場に徴用され又は協力を命ぜられたものの（一）死亡の日をもつて無給軍属（昭和十七年四月二十二日陸密第一〇八六号帝国内に在る陸軍の管理監督工場に在籍する者にして其の業務に従事中戦争の際における戦闘行為により死没せし者の身分取扱に關する件）

3 海軍に徴用された者も陸軍に徴用された者と同様に取り扱われているが一般工場に徴用された者は陸軍又は海軍の軍属としては取り扱われていない。

4 国家総動員法関係法規

国家総動員法 昭和十三年法律第 五五号

国民徴用令 昭和十四年勅令第 四五一号

船員徴用令 昭和十五年勅令第 六八五号

医療関係者徴用令 昭和十六年勅令第 一三二号

獣医師等徴用令 昭和十七年勅令第 三九号

国民勤労報国協力令 昭和十六年勅令第 九九五号

学徒勤労令 昭和十九年勅令第 五一八号

女子挺進勤労令 昭和十九年勅令第 五一九号

五 国民義勇隊の隊員で出動中において従事した業務により死亡した者

説明

1 昭和二十年三月二十二日閣議決定「国民義勇隊の組織に

関する件」に基いて組織された国民義勇隊の隊員となつた者で出動中従事した業務により死亡した者である。

2 広島県において編成した国民義勇隊が広島市の疎開作業に従事中昭和二十年八月六日の原爆により約一万人が死亡しておりこれらの遺族には三万円の弔慰金が支給されている。

3 右の疎開作業は防空法（昭和十二年四月二日法律第四十七号）第五条乃至第五条の十の防空計画に基く作業である。よつてこれを合祀するとき他の防空法の規定による業務（疎開作業、防空監視防火等）に従事中死亡した者を如何にするかの問題がある。

六 満洲開拓青年義勇隊の隊員で昭和二十年八月九日より終戦まで業務上の負傷又は疾病により死亡した者及び終戦後自己の責に帰することが出来ない事由により死亡した者

説明

1 満洲開拓青年義勇隊は昭和十四年十二月二十二日の閣議決定「満洲開拓民に関する根本方策に関する件」に基いて組織された者である。

2 青年義勇隊の隊員で業務上又は自己の責に帰することの出来ない事由により死亡した者の遺族に対しては三万円の弔慰金が支給されている。

3 青年義勇隊員のうち陸軍の軍属として採用された者が相当数あり軍の要請に基き戦闘に参加し戦死戦傷死した者は陸軍軍属（無給又は死後有給）として取り扱はれている。

七 特別未帰還者の死亡者

説明

1 旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者（もとの陸海軍に属していない者で昭和二十年九月二日から引続き海外に在つてまだ帰国せず、且つ、ソビエツト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土（主務大臣の指定する地域を除く。）の地域内において、ソビエツト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるものをいう。）が自己の責に帰することの出来ない事由によつて死亡した時には遺族に対し三万円の弔慰金が支給されている。

2 これら特別未帰還者が未復員者と同様の実情になるまでの状態は区々であり入ソ者の如く当初より強制されたものから相当期間自由に商業等を営んでいたものまでである。

3 終戦後において自己の責に帰し得ない事由により死亡した軍人軍属を合祀する以上これら特別未帰還者を如何にするか問題である。

八 軍人軍属の在郷死亡者のうち公務による受傷、病の日より三年以上を経過した者

1 これらについては戦時中憲兵等をもつて在郷間における起居等について調査し個別に合祀すべきか否かを審査されていたが今やその調査は極めて困難である。

2 これらのうちには祭神として合祀するを適当とするものが若干あると考えられるので市町村長及び民生委員等の証明を求めて合祀を審査しては如何かと考えられる。

〔※1〕

〔※2〕用語

1. 終戦前——公務に基因して死亡したものの。  
2. 終戦後——自己の責に帰し得ない事由により死亡したもの。

〔※2〕海軍

船舶運営會（国家機関）の運行する船舶の職員で、業務上負傷・疾病により死亡したもの  
六五〇（内裁定済五六〇）  
船員徴用令により徴用された者の（徴用令により一般工場で死亡した者と）同様のケースである）

【二四五】別冊(一) 将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者（昭和33年6月20日）

将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者 33.6.20

靖国神社の従来の合祀基準にはないが大東亜戦争の特異性により将来合祀すべきか否かを検討すべきものには次のようなものがある。

一 軍人軍属の内地、朝鮮、台湾及び樺太等において受傷罹病した公務死亡者。（戦死及び戦傷死者を除く）

陸五,〇〇〇計一〇,七五〇  
海五,七五〇

説明

次のような者は恩給法及び遺族援護法上公務死亡者として取り扱われている。

1. 航空殉職者（新型航空機の試験飛行中の殉職者を含む）
  2. 特攻兵器、特種兵器試験及び訓練中の殉職者
  3. 演習訓練行軍及び輸送中の傷痕疾病（日射病等）による死亡者
  4. 軍隊等において集団発生した赤痢及び栄養失調症による死亡者
  5. 病院において伝染病患者の診療に任ずる軍医、衛生兵、看護婦で当該伝染病で死亡した者
- 右のうち航空機、特攻特種兵器の試験に任ずる者等にはその危険の度に応じ特別手当を支給し恩給法上も加算を認めていた。

二 軍人軍属の服務関連死亡者

陸三,〇〇〇  
海一五,〇〇〇計一八,〇〇〇

説明

大東亜戦争の特性上弱兵を徴集又は召集せざるを得ない状況であったため内地、朝鮮、台湾及び樺太等で公務と認める傷痕疾病ではないが服務に関連ありと認められるものがあり遺族援護法においては弔慰金（五萬圓）遺族年金（公務の遺族年金の六割）を支給し恩給法においては特別扶助料（公務扶助料の六割乃至七割五分）が支給されておる。

三 軍人軍属等の法務関係死亡者

陸 五七〇  
海 一〇〇

1. 説明  
日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者のうち当該拘禁中死亡した者で所謂戦犯者として刑死し又は拘禁中自決又は病死したものである。（旧軍の軍法会議により軍刑法又は一般刑法により処刑された者を含まない。）

2. これらの者の遺族には公務と同額の遺族年金及び扶助料が支給されている。  
3. 軍人軍属以外の者についても法務関係死亡者には公務と同額の遺族年金が支給されている。

四 国家総動員法に基く徴用又は協力中の死亡者の中、一般工場に徴用された者

陸 五〇〇  
海 一〇〇 計 六〇〇

説明

国家総動員法（昭和十三年四月一日法律第五十五号）第四条の規定により徴用された者及び第五条の規定により協力させられた者のうち戦時災害により死亡した者で、これらの遺族には三萬圓の弔慰金が支給されているが、その中一般工場に徴用された者は陸軍又は海軍の軍属としては取り扱われていない。

- 国家総動員法 昭和十三年法律第 五五号  
国民徴用令 昭和十四年勅令第 四二二号  
国民徴用令 昭和十五年勅令第 六五五号  
船員徴用令 昭和十六年勅令第 二二二号  
医療関係者徴用令 昭和十七年勅令第 三九号  
獣医師等徴用令 昭和十六年勅令第 九五号  
国民勤勞報国協力令 昭和十九年勅令第 五八号  
学徒勤勞令 昭和十九年勅令第 五九号  
女子挺身勤勞令 昭和十九年勅令第 五九号

五 国民義勇隊の隊員で出動中において従事した業務により死亡した者

陸 一〇,〇〇〇

説明

1. 昭和二十年三月二十二日閣議決定「国民義勇隊の組織に関する件」に基いて組織された国民義勇隊の隊員となつた者で出動中従事した業務により死亡した者である。  
2. 広島県において編成した国民義勇隊が広島市の疎開作業

に従事中昭和二十年八月六日の原爆により約一萬名が死亡して、これらに遺族には三萬円の弔慰金が支給されている。

3. 右の疎開作業は防空法（昭和十二年四月二日法律第四十七号）第五条乃至第五条の十の防空計画に基く作業である。よつてこれを合祀するとき他の防空法の規定による業務（疎開作業、防空監視防火等）に従事中死亡した者を如何にするかの問題がある。

六 満洲開拓青年義勇隊の隊員で昭和二十年八月九日より終戦まで業務上の負傷又は疾病により死亡した者及び終戦後自己の責に帰することが出来ない事由により死亡した者

陸 一、〇〇〇

説明

1. 満洲開拓青年義勇隊は昭和十四年十二月二十二日の閣議決定「満洲開拓民に関する根本方策に関する件」に基いて組織された者である。

2. 青年義勇隊の隊員で業務上又は自己の責に帰することの出来ない事由により死亡した者の遺族に対しては三萬円の弔慰金が支給されている。

3. 青年義勇隊のうち陸軍の軍属として採用された者が相当数あり軍の要請に基き戦闘に参加し戦死戦傷死した者は陸軍軍属（無給又は死後無給）として取り扱はれている。

七 特別未帰還者の死亡者 陸 五、〇〇〇

説明

1. 旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者（もとの陸海軍に属していない者で昭和二十年九月二日から引続き海外に在つてまだ帰国せず、且つソビエツト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土（主務大臣の指定する地域を除く。）の地域内において、ソビエツト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるものをいう。）が自己の責に帰することの出来ない事由によつて死亡した時には遺族に対し三萬円の弔慰金が支給されている。

2. これら特別未帰還者が未復員者と同様の実情になるまでの状態は区々であり入ソ者の如く当初より強制されたものから相当期間自由に商業等を営んでいたものまでである。

3. 終戦後において自己の責に帰し得ない事由により死亡した軍人軍属を合祀する以上これら特別未帰還者を如何にす

るか問題である。  
八 軍人軍属の在郷死亡者のうち公務による受傷罹病の日より三年以上を経過した者

陸 一〇、〇〇〇 計 三〇、五〇〇  
海 五〇〇

1. これらについては戦時中憲兵等をもつて在郷間における起居等について調査し個別に合祀すべきか否かを審査されていたが今やその調査は極めて困難である。

2. これらのうちには祭神として合祀するを適當とするものが若干あると考えられるので市町村長及び民生委員等の証明を求めて合祀を審査しては如何かと考えられる。

九 船舶運営会が運航する船舶の乗員で、戦地勤務中公務により死亡した者のうち、陸海軍々属として取扱はれていない者

陸 一〇〇 計 七五〇  
海 六五〇

説明

十 遺族援護法においては軍人、軍属と同様に処遇されている。内地において終戦処理業務に従事中公務殉職した者。

説明

十一 昭和二十一年六月十五日までは軍人として終戦処理業務に従事し、弾薬の処理又は掃海作業中殉職したもので、遺族援護法及び恩給法では公務扱にされてゐる。

十二 沖繩、満洲、サイパン等戦地で死没した六十才以上の者及び十四才未満の者で、戦闘協力者（援護法上の名称）同様の状況により死亡した者

陸、沖繩七、〇〇〇 海（サイパン）三、〇〇〇 計 一〇、〇〇〇  
満洲調査中

説明

遺族援護法では取扱はれてゐない。  
十二 南洋、沖繩等より強制疎開途上敵の攻撃により死亡した者

陸 三〇〇 計 二、二〇〇  
海 一、五〇〇

説明

南洋方面の居留邦人で内地に強制疎開を命ぜられ輸送の途中、乗船が撃沈され死亡した者や、沖繩の学童が集団で内地に強制疎開中乗船が撃沈され死亡した者で、援護法では取扱はれてゐない。

合計 一〇九、八七〇 陸 八三、三七〇  
海 二六、六〇〇

〔※1〕 ○印は従来恩給法上加算を認められてゐる。（1. 2. 3. 5.に○印が書き込まれてゐる）。  
〔※2〕 末期には兵舎でなく陣地居住或は民家宿営の時衛生管理不十分のため。  
〔※3〕 編成担任は縣知事である。  
〔※4〕 来年からは遺族給與金が支給されることになつてゐる。  
〔※5〕 本来の業務上で死亡したもの。  
〔※6〕 満ソ國境の第一線に配置されてゐた。  
〔※7〕 恩給及遺族援護法上では、戦時中の公務に基因したものであれば年数に関係なく適用されてゐる。  
〔※8〕 先月決定、セツキヨクの協力者は七才迄援護法上裁定になつた。  
〔※9〕 閣議決定に基いて強制疎開したものである。  
〔※10〕 付添の教職員  
〔※11〕 対馬丸

【二四六】合祀基準に関する打合せ（第六回）（昭和33年6月24日）

合祀基準に関する打合せ（第六回）

一日 時 昭和三十三年六月二十四日午前十時より  
午後三時迄

二、場 所 社務所書院ノ間

三、出席者 一復側 三浦事務官  
田島事務官

二復側 奥森事務官  
（法務関係）

阿部事務官

池田権宮司

坂本 彌 宜

鈴木彌宜（欠席）

木曾 主 典

阿部 囑 託

一、「将来靖國神社に合祀すべきか否かを決定すべき者」についての資料を三浦事務官の手許で取纏めた別紙印刷物について同事務官より説明す。但し別紙第三項は左の通り田島事務官より説明す。

二、別紙第三項軍人軍属等の法務関係死亡者について、田島事務官より説明あり。

主として実例を挙げての説明であつて、要するに殆んどが職務上の責任を問はれて処刑され或は拘禁中病死又は自決した者であつて、合祀資格審査上甲乙を付することは困難な状況である。而して又全部を同時に合祀の審議を行ふことも諸種の事情で適切でないことも考慮され、又全体の合祀が為に遅れては困るので、主として先づ外地で死亡した者の合祀を行ひ次に内地関係を審議することにしては如何かと思ふ。（援護局側の意見）

神社側としては総代等に計らねばならないから来る十月合祀予定としては合はないと思ふが尚死歿の状況を大別して更に資料を分類し、その資料に基いて如何なる順序に合祀手続きを行ふか、又合祀資料としての記載要領等についても研

究したいと思ふ。（神社側意見）

田島事務官

諒承せり。資料を分類整理して更に検討を願ふこととする。

三、池田権宮司

本日の御説明を更に整理検討して神社内部でも話し合をしたいし又不明の点があつたらお尋ねも致し度い。

雑談

1、沖繩島田知事以下縣庁職員資料については如何。（木曾主典）

南連事務局から原地に連絡してある。（三浦事務官）

神社から南連に挨拶に行つてはどうか。（池田権宮司）

結構である。（三浦事務官）

2、島根縣は縣庁火災のため名票作製上所属部隊が記入出来ないものが多数ある。（三浦事務官）

不明の場合は記入なくても可なり。（木曾主典）

3、遺族不明の合祀通知状は或る時期迄は各隊にて保管調査すると思ふがその後はどうか。（三浦事務官）

神社で保管することゝ致し度い。

調査方法は別途研究のこととする。（神社側）

4、沖繩の戦闘協力の時期的措置について。

(イ) 昭和二十年四月一日以降昭和二十年九月頃迄戦地扱ひとなつてゐる。

(ロ) 昭和二十年十月以後の死亡者は個人審議してゐる。

(ハ) 十三才未満の者は保留してある。

以上

【二四七】三浦事務官説明要旨（海軍関係は阿部事務官説明）（昭和33年6月24日）

三浦事務官説明要旨（海軍関係は阿部事務官説明）

一、新型航空機の試験中の殉職者は旭日章を授與されてゐる。

2、瓦斯兵器の試験殉職者もある。

3、このケースが数は一番多い。

4、大東亜戦の特異性により公務と認められてゐる栄養失調症は航空教育隊に発生してゐる。（千葉、北九州）

四、海軍の特殊漁船乗組員（静岡、和歌山、三重）

海軍命令により漁獲中戦死・戦傷死せるものあり。

無給軍属として発令済のもので弔慰金三萬圓が支給されてゐる。

一般工場に徴用された者―海軍関係は長崎縣に三〇名該

当あり。陸軍関係にもあるが充分なる調査が出来ない。

4、人を動かしたもののみの関係法令を掲げてある。

五、広島原爆死亡者

〇 國民義勇隊の組織のないものは遺族援護法では取上げて

ゐない。

〇 広島市の疎開作業に関する法令

六、防空法の第五条乃至第十條

1、満洲開拓青年義勇隊の隊員の配置に際しては軍事目的によつてなされ、極めて状況の悪い位置に配置された。

内原訓練所出身で現地で更に訓練を受けた者―徴兵適令

前の者―十五才乃至十九才

3、昭和三十三年十月合祀予定中に含まれる。

海軍関係で次のものがある。

船舶運営會（國家機関）の運行する船舶の職員で業務上

負傷・疾病により死亡したもの

六五〇名（内裁定済五六〇名）

船員徴用令により徴用された者或は徴用令により一般工

場死亡した者と同様のケースである。

【二四八】合祀に関する打合せ（第七回）（昭和33年9月12日）

合祀に関する打合せ（第七回）

日 時 昭和三十三年九月十二日（金）午前十時 午後四時三十分終了

場所 社務所書院の間

出席者 一復側 三浦事務官

二復側 阿部事務官

大塚事務官

池田権宮司

坂本福宜

鈴木福宜

（出張の為欠席）

木曾主典

阿部囀託

一、議題

1. 戦犯関係について

2. 今後の合祀資料について

3. 昭和三十三年十月合祀資料について

二、議事録

1. 戦犯関係について別紙戦争裁判刑死者調査表及び拘禁中死亡者調査表に基づき田島事務官より説明あり、引続き質疑応答、意見交換、要旨左の通りである。

(イ) 戦争裁判刑死者調査表中上段の内地刑死国際欄は東条元首相以下A級である。

下段外地刑死中将官級、佐官級欄は捕虜又は現住民に対する国際条約違反の責任を問はれたもの、その他の欄は国際条約違反の実行に当つた者として処刑された者の数である。

即ち平和条約十一条に定められたものであつて拘禁中死亡者調査表は刑の執行中にマラリヤ等で病死又は自決した者であつて上段は平和条約発効前の死亡者、下段は発効後死亡者である。又下段の内地では日本の手

に移つてからのものである。

死刑の宣告を受けた者が一名あるが他は全部無期以下の者である。

訴因は左の三種である。

1. 国際法規違反の罪

2. 平和に対する罪

3. 人類道義上俘虜又は原住民虐待、虐殺の罪

(ロ) 実状について

A 最高責任者と事実手を下した者とが処刑の対象となつてゐる例が多い。

戦争間の事であるから事実手を下した者は、至上命令により実行したものであり、命令を下した者も任務遂行上命令したのである。

しかしして罪名を提示し、その責任者を出すよう要求され、部隊内で所謂職務上責任者名を決定して提出したり、或は初めから俘虜等が顔を覚えてゐた者を指示して容疑者とした例がある。

一応容疑者となつた者は、自分が受刑することによつて部隊全体が無事に帰還出来るよう自分が犠牲になつたと云ふ観念が多い。

又お互が他に迷惑をおよぼさないようにと云ふ考へが一貫してゐた。

B 人違ひされて処刑された者が二百名位ある。

C 秋田十七聯隊の比島関係十七名は全く関係のないことを無理に作つた事件に基いて処刑されてゐる。

この他植民的政策上無理に訴因を作つて処刑した者が非常に多い。

(ハ) 要するに職務上犠牲になつた者或は事実上反した訴因或は捏造訴因によるものであつて、合祀審査上では何れがよい、何れは不適格と云ふ事は出来ないが、全部同時に合祀することには種々困難もありすることであるから先づ外地刑死者を合祀のことに目立たない範囲で諒承して欲しい。

名票作製は全部出来てゐるから何時でも上申出来るよう準備は完了してゐる。

これは県世話課を通じて目立つのでそれ等を考慮し、目立たない方法として法務室だけで準備したものであつて遺族の現住所も全部調査が済んでゐる。(二名だけ未調査)

(田島、三浦両事務官)

遺族団及び愛知県、山口県の各世話課で早急合祀を希

望してゐる。(三浦事務官)

神社側としては以上の説明を諒承したが合祀については役員会、総代会の機関に計らねばならぬので合祀するとしても今度(十月)の合祀には間に合ひかねると思はれるからこの点諒承願ひ度い。

新聞報道関係の取扱ひ方如何でその国民的反響は甚だ重要な問題として考へなければならぬことであり又宮内庁関係とも事前に諒承を求めるとも考へられる。

2. 今後の合祀数について

陸軍側

イ 今後資料を整備して出すもの

ロ 沖繩の軍人、軍属 一萬

ハ 今後公報を出すもの(未帰還者)

ニ 朝鮮、台湾

計

右の中昭和三十四年四月合祀予定としては次のものとす

イ 沖繩 二 萬

ロ 各県手持資料 一 萬

ハ 今後公報が出るものの中 一 萬

計 四 萬

残数の資料が整備される予想数は、一年に約一萬と思はれる。

合祀基準が拡大されれば右の数字にそれだけ増加することゝなるわけである。

海軍関係

イ 昭和三十四年四月合祀予定として

軍人、軍属 二 萬七千五百

管理工場の準軍属(主として長崎原爆による三菱関係者)

ロ 昭和三十四年十月合祀予定として

準軍属 一 萬五千七百

朝鮮、台湾の中

殉職を見込めば 八千

ハ 昭和三十五年四月合祀予定

一 萬二千七百

準軍属（管理工場） 一千

朝鮮、台湾 一萬二百

沖繩準軍属（未整理） 一千五百

計 五萬六千

陸海軍計 十八萬二千

従来の基準外のもの予想数

陸軍

一、内地り病死（公務） 一二、〇〇〇

航空殉職、集団セキリ死亡等 三三、〇〇〇

一、内地服務関連死亡者 一、〇〇〇

一、法務死 五〇、〇〇〇

計 一二、〇〇〇

軍人、軍属以外では国家総動員法による広島原爆死亡者

〇 一二、〇〇〇

### 3. 昭和三十三年十月合祀資料について

イ 沖繩県知事以下県庁職員の身分について本来なれば陸軍軍属（無給）、個々の肩書（沖繩県書記等）と二つの肩書で上申するべきであるが、遺族からの請求が遅れてゐるため陸軍軍属の手続きがなされてゐないため資料整備の都合上特に南方連絡事務局を経由して現地から上申したので個々の肩書だけで上申された結果になつてゐる

神社側 諒承

陸軍軍属を確認し、今回の合祀とする相殿奉斎の関係上の問題があつたが陸軍軍属であれば問題ない。

昭和二十年十一月十九日一括招魂の御霊は軍人、軍属となつてゐる。

合祀通知状について

1. 内地本籍内地現住遺族は本籍県世話課を経由する。

2. 沖繩本籍内地に遺族現住のものは神社より遺族へ直送すること。

3. 沖繩本籍在任遺族のものは従来通り現地へ送ること。

1. の場合県世話課への連絡は復員課です。

2. の場合は沖繩政府へ神社から連絡すること。

4. 全国的に遺族不明の合祀通知状についてその取扱方

を各県世話課について意見をさせた結果は左の通りである。

A 神社で保管してゐる判明の時、県を通して遺族へ送る。

B 神社に保管してゐる判明のとき神社から遺族へ直送する。

決定―神社に保管して置いて判明の時の処置はその時の状況に応じて善処する。

ロ 幼年学校、少年飛行学校生徒戦死者について旧陸軍及び援護法上では準軍人として取扱つてゐる。

戒厳地勤務、鎮守地勤務、戦闘勤務を命ぜられた時は在職中と認めてこれにより死亡した場合は公務扶助料を支給ことゝなつてゐた。

援護法裁定に当つて国会でも問題となつたが爆撃等敵の兵器で戦死、戦傷死した場合は軍務についてゐたものと見做し裁定することゝなつた。

実例

広島 幼年学校 二名

東京 予士 数名

神奈川 陸士 二、三名

水戸 航士 一名

少年飛行兵 一名

広島幼年学校は疎開してゐたが、疎開先より随々二名程命令受領等の任務を持つて広島に来てゐて原爆に会つた者である。

決定―陸軍生徒の肩書で合祀する。

ハ別紙個人審議資料について

### 4. 今後の合祀資料の整備について

イ 陸軍 A 各県共資料不十分なるために提出出来ないものがある

従つて恩給資料に基いて援護局で整備したいと思ふが人員不足である。

神社から補助員を出すことが出来ればこの方法を採用したい。

（三浦事務官）

神社側 諒承 恩給局の都合を聞いてその時期、方法等改めて連絡する。

主任は奥森事務官とする予定である。

B ニューギニア、フィリピン、ビルマで死亡した者を調査しても病名が不明のものがある。如何（三浦）

病名は不明でも戦病死であることが援護局で確認出来るものは合祀資料として取扱つて差支へなし（神社側）

C 内地殉職者について

大東亜戦争中

1. 航空殉職

2. 特攻兵器による殉職者

に限定しその資料の全部を提出せしめこれに基いて審議の上決定することゝする。

ロ海軍

A 癸病年月日不詳のもの資料について如何（阿部）不詳と記入して提出することゝする。その取扱決定については後日のことゝする。

B 殉職者の資料について

海軍の資料の提出方法は従来より陸軍と異つてすでに神社に提出したものを神社で保留してあるものもあり次回提出資料中にも含まれる可能性ありと思はれる。

### 5. 昭和三十四年四月合祀資料の提出時期について

昭和三十三年十二月末日を最終時期とし、それまでに整備されたものは逐次提出することゝする。

最終時期に纏めて出すと云ふことのない様にすること。

陸軍は別途に内地殉職者の資料を提出すること。

以上

拘禁中死亡者調査表

英	米	国際	関係国	
			内地	外地
1	10	4	昭和27.4.28以前死亡	
			小計	
10	1		内地	
			外地	
11	11	4	昭和27.4.29以後死亡	
			小計	
2	7	1	内地	
			外地	
2	7	1	小計	
13	18	5	計	

計	比	中	仏	蘭	豪	英	米	国際	関係国	
									内地	外地
9							2	7	将官級	内
8							8		佐官級	地
40							40		その他	刑
57							50	7	計	死
44		5		15	5	10	9		将官級	外
94		10	4	24	13	27	16		佐官級	地
675	17	116	22	174	106	176	64		その他	刑
813	17	131	26	213	124	213	89		計	死
870	17	131	26	213	124	213	139	7	計	計

(第三国出身者を含まない)

戦争裁判刑死者調査表

昭和二三、九、一二調

計	比	中	仏	蘭	豪
17		2			
63		21	5	16	10
80		23	5	16	10
16			1	4	1
2		2			
18		2	1	4	1
98		25	6	20	11

(第三国出身者を含まない)

【249】旧陸軍関係昭和三十四年春季靖国神社合祀事務について（昭和33年10月1日援発第三〇六八号厚生省引揚援護局長発都道府県知事宛）

  
 援発才三〇六八号  
 昭和三十三年十月一日  
 厚生省引揚援護局長

旧陸軍関係昭和三十四年春季靖国神社合祀事務について

標記のことについて、昭和三十三年四月三十日援発才三〇三六号「昭和三十三年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」によるのほか、左記に上られたく通知する。

記

一 合祀予定者の選考基準は、昭和三十三年春季に同じとし選考数は選考基準に該当する者の全部とする。

二 祭神名票の記入及び祭神名票の送付の要領は従前の例によるものとし、その送付は逐次なるべく早く実施しその最終期限は昭和三十三年十二月末日とする。

通知先 都道府県知事  
 参考 各駐在員

【250】昭和三十四年春季靖国神社合祀事務等の細部について（昭和33年10月1日復員第一一一六号厚生省引揚援護局復員課長発都道府県主務課長宛）

  
 復員才一一一六号  
 昭和三十三年十月一日  
 厚生省引揚援護局復員課長

都道府県主務課長 殿

昭和三十四年春季靖国神社合祀事務等の細部について

標記のことについて左記のとおり連絡する。

記

一 今後における靖国神社合祀について  
 昭和三十四年春季の合祀は既定の三年計画による最終の合祀であつて靖国神社においては四月十日頃饗應奉安祭（所謂合祀祭）を実施しこれに引続き大東亞戦争関係戦没者の合祀既了の報告祭を実施する予定であること。

2 昭和三十四年秋季には主として沖縄在籍の沖縄戦没者及び新たに死亡公報が発令されて遺族被服法等の裁定のあつた者等を合祀するため合祀祭を実施するが、昭和三十五年以後には毎年一回秋季に合祀祭を実施するか又は相当数の祭神を一括して臨時に合祀祭を実施するか未定であること。

3 昭和三十四年秋季以降の合祀祭には代表遺族の参列を実施するか否かについては未定であること。

二 昭和三十四年春季合祀事務の細部について  
 合祀のため設定した原簿の整備を確実にして合祀渡れのないうりすること。また新たに弔慰金、遺族年金及び公務扶助料が設定された者及び旧令による共済組合等より年金が支給されている者を洩らさないよう注意すること。

2 重複合祀の防止について特に注意すること。本年秋合祀予定の一部の者（遺族被服法才四条才二項該当者の一部）については靖国神社において合祀を保留している者があるので祭神名票を重複調製しないようにすること。

3 祭神名票に記入する資料不備の職役者については、遺族、市町村（戸籍等を含む）及び主務課内の資料を調査して追完すること。右の調査を実施するもなお資料不備なものについてはその調査状況を祭神名票裏面に記載（鉛筆書）し、他の祭神名票と区分して連名簿（二部）を附して送付すること。（これらの祭神名票は当局資料等により追完し合祀可能なものは合祀し、然らざるものについては別に連絡するところにより更に調査する予定であること。）

三 合祀通知状を受領する遺族の不明な合祀通知状の処理については、合祀通知状を受領する遺族の不明な合祀通知状は籍留神社において保留しておくこととし、都道府県、市町村及び遺族等の申出により遺族が判明したときは、合祀通知状を都道府県を経由して遺族に送付することに決定したこと。

四 法務関係死亡者の祭神名票の調査は当復興課において実施することとし、その合祀については別途連絡すること。

五 軍人軍属（無給軍属を含む）の内池、朝鮮、台湾及び樺太における公傷死者の合祀について  
軍人軍属の内池、朝鮮、台湾及び樺太において公務によりけいせうけ（疾病を含む）これにより死亡した者即ち航空殉職者、特攻特種兵器試験中の殉職者及び演習訓練行軍及び輸送中の傷害による死亡者の合祀について研究したので、これらの祭神名票を調査し連名簿（二部）を附して昭和三十四年一月二十日までに復興課あてに送付すること。

通知先 都道府県主務課長  
参 考 各駐在事務所長

【二五二】従来の合祀基準外の者について（昭和33年10月13日）

従来の合祀基準外の者について

本件について旧陸海軍関係としてその資料を取扱ってある厚生省引揚援護局側では遺族よりの要望もあって今後合祀するか否かについて神社側で早急に決定して欲しいとの要請があり、その検討段階として神社機関の責任役員會での説明を希望し、左記によってこれが実施を見るに至れり。

記

一、日時 昭和三十三年十月九日午前十一時より午後三時まで  
 一、出席者 神社責任役員

神社関係職員  
 筑波 宮司  
 池田 総代  
 池田 総代  
 館 総代  
 坂本 権司  
 鈴木 禰宜  
 木曾 禰宜  
 秘書課長代理 藤島 主事

説明者  
 厚生省引揚援護局 美山次長  
 同 法務室 田島事務官  
 同 復員課 三浦事務官  
 同 業務第二課 阿部事務官  
 一、三浦事務官より「別紙第一」について説明  
 一、田島事務官より「別紙第二」について説明  
 一、美山次長より「別紙第三」について説明

以上

本日本件については説明を聞くことが本旨であり、従って神社側の発言なし。

援護局側としては今後の合祀について、特に一項の内地殉職者及び三項の法務関係者について出来るだけ早く決定して欲しいとの要望を開陳せり。

【二五二】「別紙第一」従来の合祀基準外の者について説明資料（昭和33年10月13日）

「別紙第一」

従来の合祀基準外の者について説明資料

昭和三十三年十月九日役員會席上  
 引揚援護局復員課三浦事務官より説明

将来靖國神社に合祀すべきか否かを決定すべき者の概数について（三浦、阿部両事務官口頭説明集録）

事項	陸		海		計
	人数	不明	人数	不明	
一、内地公務死亡者	5,000		5,750		10,750
1、航空殉職者	2,000		2,300		4,300
2、特攻兵キ等の殉職者			50		50
3、演習中死亡者			1,600		1,600
輸送中病死者					
4、集団赤リ等病死者			1,800		1,800
5、軍医等伝染病死亡者			15,000		15,000
三、服務関連死亡者	35,000		陸軍に含む		35,000
四、徴用者の中一般工場に徴用された者	500		100		600
五、國民義勇隊	10,000				10,000
六、滿洲開拓青年義勇隊	1,000				1,000
七、特別未帰還者	3,000				3,000
八、在郷死亡者（三年以上経過者）	10,000	不明			10,000
九、船舶運営會船員	100		650		750
六、終戦処理死亡者	ナシ		100		100
十、戦闘協力者中高齢幼年死亡者	沖繩7,000 滿一部調査中		3,000		10,000
十一、強制疎開中死亡者（海外居留民）	700		1,500		2,200
計	83,330		26,100		109,430

【二五三】法務関係死亡者に関する説明資料（昭和33年10月13日）

法務関係死亡者に関する説明資料

昭和三十三年十月九日役員會席上  
引揚援護局法務室田島事務官より  
説明

【二五四】明らかに事実無根等と認められるにもかかわらず戦争裁判において死刑の判決を受け刑死した者の事例等について（昭和33年9月20日）

明らかに事実無根等と認められるにもかかわらず戦争裁判において死刑の判決を受け刑死した者の事例等について

注 この中の例示は、外地において行われた戦争裁判について、挙げられたものである。

33・9・20

目次

- 一 戦争裁判一般の状況
- 二 犯罪事実の不存在が実証されるにもかかわらず死刑を判決された場合の一般的事例について
- 三 個人の特殊事情（第二号の一般的事例に該当しない）により、人違等のため事実無根であるにもかかわらず死刑を判決された者の具体例について
- 四 戦争犯罪者として拘禁されている間に病気等のため死亡した者について

明らかに事実無根等と認められるにもかかわらず戦争裁判において死刑の判決を受け刑死した者の事例等（外地における裁判に限る。）

- 一 戦争裁判一般の状況について
  - 戦争裁判によつて刑死した者は、第三国人を除いて総計八七〇名（別表第二参照）であるが、これらの者について、関係各国各地の戦争裁判法廷において犯罪として起訴された行為は、次の二つに大別される。
    - 1 戦争関係の法規又は慣習に反する行為（実行者の違反行為）
    - 2 前号の行為につき命令し、若くは許容した行為又はこれを阻止しなかつた行為（命令者の違反行為）

戦争裁判そのものについては、もともと、一般刑法理論から、いわゆる罪刑法定主義に反するとの批難があり、かつ、法廷の構成上にも、特に外地裁判において、俘虜、抑留者等であつた者が裁判に当つた等問題とされる点が多い。又その裁判において、責任阻却の事由が全く無視されているのみならず、処刑の過重（死刑が21%、終身刑が11%）及び各法廷における処刑の不均衡が著しいことは否定することのできない事実である。

二 犯罪の不存在が実証されるにもかかわらず死刑を判決された場合の一般的事例について

戦争裁判が本質上刑事裁判である関係から、その裁判においては「事実認定」が根底をなし、裁判の生命と言われるべきものであるが、現実に行われた裁判においては、合理的な証拠となるべきものであつても被告に有利なものには概ね排除され、合理性の少い証明力の薄弱なものでも検察側の証拠は殆んど例外なく採用されている。そのため、事実認定の過重（例えば、俘虜収容所附軍医が、規定に従つて軽症の受診者を入室、休務、就業加療の三段に区分したことにつき、病人たる俘虜に労働を強制したとして死刑を判決された等）及び人違その他事実無根のことにより死刑が判決される等の結果を生じている。

外地で行われた戦争裁判において死刑の判決を受けて刑死した者のうち右の事実認定の過重による刑死者（これらの者には、その所属部隊が既にその行為を殊勲甲として功績上申手続を終つている多くの者が含まれている。）の場合を除き、人違等事実無根のことにより死刑が判決された一般的な実例（三二に掲げる個人の特殊事情による個別の実例を除く。）は、次のとおりである。

- (一) 指揮官等の責任に関する実例
  - 1 部下の行為につき責任を問わらるべき隊長等が事件後戦没しているため、部隊の次級者等が当該部隊長に代わつて責を問われたもの
  - 2 命令受領伝達の責任者たる職責上、事件に関連ある命令を受領し、これを関係部隊等に伝達したことにつき、責を問われたもの
  - 3 一部隊が関与した事件につき、同時同所に駐屯していた他の部隊の指揮官以下が、その責を問われたもの
  - 4 前に駐屯した部隊又はその地において戦闘を行つた部隊が関与した事件につき、その後において同地に駐屯し

た他の部隊の指揮官以下がその責を問われたもの

5 敵の空襲に際し、撃墜された敵機乗員の死亡につき、  
俘虜虐待として責を問われたもの

6 落下傘により降下し又は潜水艦により上陸潜入した間  
諜団等がその討伐隊との戦闘において戦死した事件につ  
き、俘虜虐待として責を問われたもの

7 日本軍との交戦中に戦死したゲリラ隊員の死亡につき、  
現地住民虐待として責を問われたもの

8 遠い過去（例えば、昭和七年の満洲事変等）における  
日本軍の行動による事件につき、終戦時同地にあつた民  
間機関（例えば、炭礦）の職員等がその責を問われたもの

## (二) 俘虜の処遇に関する実例

1 船腹不足のため俘虜の海上輸送を設備不十分の船によ  
つて実施した（比較的短距離の輸送であつて、死亡者は  
出ていない場合についても）ことにつき、責を問われた  
もの

2 敵軍上陸のため部隊と共に俘虜を長途の行軍により移  
動させたことにつき、責を問われたもの

3 戦況上、糧秣、医薬品の追送不十分のため、俘虜糧秣  
定量が低下し、施薬が不十分となつたことにつき、責を  
問われたもの

4 風土病等による俘虜の死亡につき、虐待致死として責  
を問われたもの

5 俘虜収容所収容間に罪を犯した俘虜に対する処罰につ  
き、虐待として責を問われたもの

6 俘虜の処断に際し、単にその附近にいたことを理由と  
して責を問われたもの

## (三) 現地住民等の処遇に関する実例

1 単に、憲兵隊、海軍特別警備隊等に所属していたとの  
理由のみにより、住民虐待の責を問われたもの

2 糧秣不足地域において糧秣を窃取し、又は灯火による  
敵機誘導等の間諜行為を行った現地住民、従軍軍夫等に  
対する処罰を、住民虐待として責を問われたもの

3 現地居住中の日本人を殺害したゲリラ団の捕縛に際し、  
ゲリラ側に死亡者が出たことにつき、その責を問われた  
もの

4 土地部族間の闘争による死傷事件につき、その地駐屯  
の部隊の指揮官等がその責を問われたもの

5 現地側警察所属の土民巡査の不法行為を、日本軍人の  
行為として責を問われたもの

三 個人の特殊事情（第二号の一般的事例に該当しない）によ  
り、人違等のため事実無根であるにもかかわらず死刑を判  
決された者の具体例について

前述のように、起訴された事実が、他人の行為であり、又  
は事実無根であるにもかかわらず、多数の者が、不当な判決  
によつて刑死しているが、前述の一般的事例（二）に示すも  
の）に該当しない、全く個人の特殊事情により、人違等のた  
め事実無根であるにもかかわらず、死刑の判決を受け刑死し  
た者も多い。例示すれば、別表第一のとおりである。

四 戦争犯罪者として拘禁されている間に病気等のため死亡し  
た者について

戦争裁判において無期刑又は有期刑の判決を受け刑務所に  
拘禁されている間に病気のため死亡し又は自決した者は、総  
計九十八名（第三国人五名を含まない）である。（別表第三  
参照）

これらの者に関する裁判の事情は、二及び三に記載した死  
刑を判決され死亡した者に係る裁判の事情と大同小異である。

【二五】戦争裁判受刑者に対する刑執行の状況(昭  
和33年6月20日)

戦争裁判受刑者に対する刑執行の状況【※1】【※2】

関係国別	アメリカ	オーストラリア	イギリス	オランダ	連合国	フランス	スイデン	中国	計
刑死者 (執行は21・2・23 から26・1・19まで)	140人	140人	223人	226人	7人	26人	17人	148人	927人 【※3】
有期刑又は 無期刑の者	1022	427	544	727	18	125	115	310	3288
昭和	27.4.29	425	235	116	218	42	111	89	1249
〃	28.4.1	376	217	111	217	38	109	27	1080
〃	29.4.1	277	164	97	173	2	28	8	721
〃	30.4.1	259	149	89	141	29	12	5	647
〃	31.4.1	102	125	14	110	4	30	5	382
〃	32.4.1	78	20			22			98
〃	33.4.1	43	32	32	31	4	12	5	43
〃	33.5.30	18(釈放)	7	1	8	4	30	5	18
〃	33.5.31	0	4	1	15	22			0
獄死者 (未法拘禁中の 死亡者を除く。)	19	16	12	20	5	6	0	20	98

注 原審において、死刑の判決のあつた者について、次のような結果となつている。

原審において死刑の判決のあつた者……………1218人  
 (死刑を確認された者…冊を執行された者……………927人  
 (確認において死刑から無期刑となつた者……………137人  
 (確認において死刑から有期刑となつた者……………129人  
 (確認において死刑から無罪となつた者……………25人

- 【※1】 (鮮、台人を含まず)
- 【※2】 一應拘禁された者1万5,000人。無罪になつた者644名。
- 【※3】 内13名は自殺等あり。

【二五六】〔別紙第三〕 法務関係死亡者に関する説明資料）東条元大將との会見記（昭和33年10月13日）

〔別紙第三〕

法務関係死亡者に関する説明資料

昭和三十三年十月九日役員會席上  
別掲援護局次長美山要藏氏より説明

東条元大將との会見記

美山要藏

二〇、八、二七

前略

正午上司に無断にて用賀に東条大將を訪う。

何れは自決されるか、戦犯になるかであるから、生前に一度御会いたしたき考えからであつた。丁度畑仕事を肩草をとつたカーキ服でやつて居られた。大変喜ばれて野菜許りの五目飯を御馳走になりながら御話を伺つた。

「今後も大勢を大観してやつて行かねばならぬ。先づ第一に皇室の問題である。国民の怨嗟の的とならんようにせよ。終戦について議論はあるも、段々処理が進むと戦争継続よりも苦しいことも出てくるが、御聖断を此の如しと思わせてはならぬ。全責任は、補弼、補翼者が負う如くすべきである。然らざれば皇室が消滅する迄行くこととなる虞がある。次に軍の統制は錦旗奉戴にある。一糸紊れざる姿で清い姿を以て武装解除に應ずべきである。

次に靖国神社の処置であるがこれは永久に存続する。御親拝も当然にあることと思う。未合祀の戦死・戦災者、戦争終結時の自決者も合祀すべきである。之を犬死としてはならぬ。人心安定、人心一和の上からも必要である。

共産主義の瀾漫を極力防止しなければならぬ。即ち戦争過程に於ては日ソ支結合にて米英に対抗せんとしたこともあるが、降伏せる故にこゝに転換することが必要である。ソ連に

媚態を呈するは不可、英米と伍み、ソ連に対抗すべきである。自由主義は尚共産主義よりも可なりである。

敗れたりと雖本戦争が国際道義に立つた戦争なりとの印象だけは後世に残さねばならぬ。為之満洲国皇帝、総理の取扱に注意すべし。比島大統領も我手に於て保護すべし、之を敵手に委するならば、小日本となるであろう。

作戦的に将来の觀察をすれば、米国は日本の静謐を維持するであろう。其の真意は米は将来ソと戦うことになると思えて居り、米は大陸に手をつけんとしている。恐らく米はソの恢復に先だつてソをやつつけるであろう。内地及南鮮は米の航空基地となるであろう。

今後に処するの道は身心の健全を保持するにある。

次に戦争責任者について述べる。元來戦争責任者はあつても戦争犯罪者はない。而してそれは陛下ではない。彼が要求して来たら之に應ずべきである。応じ方であるが小さい者迄行くのは不可である。小物が相手になるのは不可である。東条一人というならばこれは世界的にも明かであり。岡村、寺内は局部的指揮官である。窃盗、強盗は犯罪者であるが戦争責任者は犯罪者ではない。

責任者は此処に居つて敵の出方を待つて居る。極めて軽い気持で居る。自分は皇徳を傷つけぬ。日本の重臣を敵に売らぬ。国威を損しない。故に敵の裁判は受けぬ。

自分は陛下に代る為に榮爵を辞しない。大きな形で国に代るのである。

最近自害者が多いが、陛下の大御心を伝えて、復興に努力させるがよい。そのように説得せしむべきである。」

と例の通り理路整然として話された。帰り際に「戦犯の発表があつたらすぐ知らせしてくれ。」と言われた。私のその時の直感では、「やるな。」ということであつた。

附記

之より先終戦直後に南大將から「今度の戦争は道義の戦争であつた。だから今は日本を侵略国とか何とか言うが、日本としては大東亜戦争が道義の戦争であり、自衛のための戦争であつたということを後世に伝えねばならぬ。その方法は二つある。

一つは臨時国会で陸軍大臣が其の旨を堂々と述べて議事録に残すこと、他の一つは戦争責任者が潔く戦争裁判を受けて裁判記録にその事を留めるようにすべきである。」と聞いていた。ところが下村大臣が戦争の終結に方り議會で丁重なる

釈明陳謝をされたので残された道は一つしかなくなつたのである。勿論下村大臣は衷心から陸軍の罪を謝されたのであり、当然であり、且下村大臣の熱誠あふるる、声涙共に下る陳謝には多くの議員達も、下村大臣の手を握つて、「陸軍の気持はよく判つた。もう重ねて詫びる必要もない。」と言つて爾來陸軍の責任追及の手はゆるんだのである。自分は何とか東条大將に裁判を受けて貰うことが必要であると思つて会いに行つたのであるが、東条大將の言行からその見込がなくなつたので、これは一大事である。然し私の言で翻意させる見込もないと考へて黙つて帰つてすぐ下村大臣に報告した。大臣はそれでは自分が会つて確かめようといわれて翌日二時間近くも市ヶ谷の大臣室で懇談したのであるが、東条大將の決意は牢固たるものがあり、遂に翻意させ得ず、更にもう一回会つ積りであつたが延び延びになつていたところ遂にMPの逮捕のため用賀の乗込み、自決、未遂となり結果は東京裁判となつたのである。これは結果的に見て日本のために幸であつた。

【二五七】将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者についての説明会記録（昭和33年12月9日）

将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者についての説明会 記録

総代会当日引揚援護局関係者を招き説明会実施

- 一、日時 昭和三十三年十二月四日午前十時
- 二、場所 靖国神社々務所書院ノ間
- 一、出席 総代

北白川 祥子  
池田 清  
館 哲二  
佐々木 周一  
高橋 龍太郎  
小泉 信三  
大谷 正男  
小谷野 伝藏  
石坂 泰三  
欠席 林 利藏  
病欠 神代側  
筑波 宮司  
池田 権宮司  
坂本 彌宜  
鈴木 彌宜  
木曾 主典  
細井 主典  
奉賛会 岩重事務局長  
援護局

- 一、援護局側で説明願ひ度い。
  - 二、三浦事務官より別冊(一)に基き説明す。
  - 三、質疑応答
- 質1. 第十一項及び第十二項は将来援護法の取扱ひがなされ

- る見込みありや (池田総代)
- 答2. 検討中である (美 山)
- 質3. 予算はあるか (池田総代)
- 答4. 数も少しし予算上も差支へない (美 山)
- 質5. 第十一項の「戦闘協力者同様の状況」とは如何なる意味か (岩 重)
- 答6. 戦闘に協力したと云ふ実証はわからないが同様の状況下に在つて死亡したであろうと思はれる者の意である (三 浦)
- 答7. 七才迄の者で積極的協力者は援護法上裁定することに先月頃決定したばかりである。
- 即ち第十一項は消極的協力者を云ふのである。 (美 山)
- 質8. 第十二項の強制疎開中乗船した船は対島丸と思ふが七〇名は少いのではないか (岩 重)
- 答9. 対島丸である。 (三 浦)
- 死亡したものは七〇名である
- 質10. 第十二項の場合内地で疎開中その他の犠牲者との差ありや (大谷総代)
- 答11. 大局的に見て差なしと考へる。 (美 山)
- 四、外に質問はないか(別に急ぐわけではないが)では戦争裁判処刑者についての説明をどうぞ。 (宮 司)
- 五、別冊(二)に基いて田島事務官より説明す。
- 六、今後充分検討せねばならぬ (館総代)
- 七、こゝで決定するのではないのですね(ほつとした面持ちでうなづく) (小泉総代)
- 八、今日は唯説明を聞いて頂いただけであつて、これから充分検討して頂かねばならず又援護局からも更に来て頂いて説明して頂くこととなると思はれるからよろしく願ひ度い。 (宮 司)

(宮 司)

以上

復員才六七号

昭和三十四年一月十九日

厚生省引揚援護局復員課長

沖縄県庁職員が靖国神社合祀等について

別紙の沖縄県庁職員は旧陸軍の要請に基づいて沖縄戦に参加しこれにより死亡した者であるので、琉球府管別地或南方連絡事務局において靖国神社祭神名票を調製して合祀の事務を取り計らうこととしたので該承された。

よつて貴課において靖国神社合祀手続が終了しているときは折返しその旨当該あて御連絡願いたい。

なお、これらの遺族が遺族等援護法才三十四条才五項の弔慰金が

未請求であるときは時刻の関係もあり至急請求の手続をするよう指導された。

【二五九】別紙(一)提案事項 将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者（昭和34年1月26日）

陸 三三  
海

将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者

靖国神社の従来の合祀基準にはないが大東亜戦争の特異性により将来合祀すべきか否かを検討すべきものには次のようなものがある。

一 軍人軍属の内地、朝鮮、台湾及び樺太等において受傷罹病した公務死亡者。（戦死及び戦傷死者を除く）

陸 五、〇〇〇  
海 五、七五〇 計 一〇、七五〇

説明

次のような者は恩給法及び遺族援護法上公務死亡者として取り扱われている。

1. 航空殉職者（新型航空機の試験飛行中の殉職者を含む）
  2. 潜水艦等殉職者
  3. 特攻兵器、特種兵器試験及び訓練中の殉職者
  4. 演習訓練行軍及び輸送中の傷痍疾病（日射病等）による死亡者
  5. 軍隊等において集団発生した赤痢及び栄養失調症による死亡者
  6. 病院において伝染病患者の診療に任ずる軍医、衛生兵、看護婦で当該伝染病で死亡した者
- 右のうち航空機、特攻特種兵器の試験に任ずる者等にはその危険の度に応じ特別手当を支給し恩給法上も加算を認めている。

二 軍人軍属の服務関連死亡者

陸 三、〇〇〇  
海 一、〇〇〇 計 四、〇〇〇

説明

大東亜戦争の特性上弱兵を徴集又は召集せざるを得ない状況であったため内地、朝鮮、台湾及び樺太等で公務と認められる傷痍疾病ではないが服務に関連ありと認められるものがあり遺族援護法においては弔慰金（五万円）遺族年金（公務の遺族年金の六割）を支給し恩給法においては特別扶助料（公務扶助料の六割乃至七割五分）が支給されておる。

三 軍人軍属等の法務関係死亡者

1. 説明  
日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者のうち当該拘禁中死亡した者で所謂戦犯者として刑死し又は拘禁中自決又は病死したものである。（旧軍の軍法会議により軍刑法又は一般刑法により処刑された者を含む。）

2. これらの者の遺族には公務と同額の遺族年金及び扶助料が支給されている。

3. 軍人軍属以外の者についても法務関係死亡者には公務と同額の遺族年金が支給されている。

4. 国家総動員法に基く徴用又は協力中の死亡者の中、一般工場に徴用された者

陸 一、五〇〇  
海 三〇〇 計 一、八〇〇

説明

国家総動員法（昭和十三年四月一日法律第五十五号）第四条の規定により徴用された者及び第五条の規定により協力させられた者のうち戦時災害により死亡した者で、これらの遺族には三万円の弔慰金が支給されているが、その中一般工場に徴用された者は陸軍又は海軍の軍属としては取り扱われていない。

国家総動員法

昭和十三年法律第 五五号  
昭和十四年勅令第 四五一号  
昭和十五年勅令第 六八五号

船員徴用令

昭和十六年勅令第 一三一号  
昭和十七年勅令第 三九号  
昭和十六年勅令第 九九五号

医療関係者徴用令

昭和十九年勅令第 五一八号  
昭和十九年勅令第 五一九号

国民勤労報国協力令

昭和十九年勅令第 五一八号  
昭和十九年勅令第 五一九号

学徒勤労令

昭和十九年勅令第 五一八号  
昭和十九年勅令第 五一九号

女子挺身勤労令

昭和十九年勅令第 五一八号  
昭和十九年勅令第 五一九号

説明

1. 昭和二十年三月二十二日閣議決定「国民義勇隊の組織に関する件」に基いて組織された国民義勇隊の隊員となつた者で出動中従事した業務により死亡した者である。
2. 広島県において編成した国民義勇隊が広島市の疎開作業

に従事し昭和二十年八月六日の原爆により約一萬名が死亡しておりこれらの遺族には三万円の弔慰金が支給されている。

3. 右の疎開作業は防空法（昭和十二年四月二日法律第四十七号）第五条乃至第五条の十の防空計画に基く作業である。よつてこれを合祀するとき他の防空法の規定による業務（疎開作業、防空監視防火等）に従事中死亡した者を如何にするかの問題がある。

六 満洲開拓青年義勇隊の隊員で昭和二十年八月九日より終戦まで業務上の負傷又は疾病により死亡した者及び終戦後自己の責に帰することが出来ない事由により死亡した者

陸 一、〇〇〇

説明

1. 満洲開拓青年義勇隊は昭和十四年十二月二十二日の閣議決定「満洲開拓民に関する根本方策に関する件」に基いて組織された者である。

2. 青年義勇隊の隊員で業務上又は自己の責に帰することの出来ない事由により死亡した者の遺族に対しては三万円の弔慰金が支給されている。

3. 青年義勇隊員のうち陸軍の軍属として採用された者が相当数あり軍の要請に基き戦闘に参加し戦死戦傷死した者は、陸軍軍属（無給又は死後無給）として取り扱はれている。

七 特別未帰還者の死亡者

陸 五、〇〇〇

説明

1. 旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者（もとの陸海軍に属していない者で昭和二十年九月二日から引続き海外に在つてまだ帰国せず、且つソビエツト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土（主務大臣の指定する地域を除く）。の地域内において、ソビエツト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるものをいう。）が自己の責に帰することの出来ない事由によつて死亡した時には遺族に対し三万円の弔慰金が支給されている。

2. これら特別未帰還者が未復員者と同様の実情になるまでの状態は区々であり入ソ者の如く当初より強制されたものから相当期間自由に商業等を営んでいたものまでである。
3. 終戦後において自己の責に帰し得ない事由により死亡した軍人軍属を合祀する以上これら特別未帰還者を如何にす

八 軍人軍属の在郷死亡者のうち公務による受傷罹病の日より三年以上を経過した者

陸 110,000  
海 500 計110,500

九 1. これらについては戦時中憲兵等をもつて在郷間における起居等について調査し個別に合祀すべきか否かを審査されていたが今やその調査は極めて困難である。  
2. これらのうちには祭神として合祀するを適当とするものが若干あると考えられるので市町村長及び民生委員等の証明を求めて合祀を審査しては如何かと考えられる。  
船船運営会が運航する船舶の乗員で、戦地勤務中公務により死亡した者のうち、陸海軍々属として取扱はれていない者

陸 100  
海 650 計750

説明

十 遺族援護法においては軍人、軍属と同様に処遇されている。内地において終戦処理業務に従事中公務殉職した者。

海 100

説明

十一 昭和二十一年六月十五日までは軍人として終戦処理業務に従事し、弾薬の処理又は掃海作業中殉職したもので、遺族援護法及び恩給法では公務扱にされてゐる。

十二 沖繩、満洲、サイパン等戦地で死歿した六十才以上の者及び十四才未満の者で、戦闘協力者（援護法上の名称）同様の状況により死亡した者

沖繩7,000 海（サイパン）3,000 計10,000  
満洲調査中

説明

遺族援護法では取扱はれていない。

十三 南洋、沖繩等より強制疎開途上敵の攻撃により死亡した者

陸 100  
海 1,500 計 1,600

説明

南洋方面の居留邦人で内地に強制疎開を命ぜられ輸送の途中、乗船が撃沈され死亡した者や、沖繩の学童が集団で内地に強制疎開中乗船が撃沈され死亡した者で、援護法では取扱はれてゐない。

合計 159,550  
陸 111,700  
海 47,850

【260】昭和三十四年度春季靖国神社合祀事務等の細部について（連絡）（昭和34年1月30日復員第一三〇号厚生省引揚援護局復員課長発都道府県主務課長宛）

復員才一三〇号  
 昭和三十四年一月三十日 厚生省引揚援護局復員課長  
 都道府県主務課長 殿

昭和三十四年度春季靖国神社合祀事務等の細部について（連絡）  
 標記のことについて左記のとおり連絡する。

一 合祀祭の行事予定  
 昭和三十四年度春季の合祀祭の行事予定は次のとおりであること  
 四月六日 豊盛祭安祭  
 四月七日 勅使参向  
 四月八日 天皇皇后両陛下の御親幸

二 祭神名票の送付

一 昭和三十四年度春季合祀予定者の祭神名票の当課あての送付期限は昨年末であつたが本年一月末現在なお十数都県の祭神名票が未到着であること。  
 二 前述のとおり合祀祭が例年に比し早く実施されるので、これに参列するは辰代表選定のため合祀予定者名簿を三月上旬には完成し、都道府県に送付するをもつて未送付の都県は速かに送付するようせられたいこと。  
 なお、当該において二月二十日までに到着した祭神名票をもつて一応春季合祀予定者として合祀手続を進めることとするので承知されたいこと。  
 三 昭和三十三年秋季合祀済者の職没者遺族旅送費引証の送付  
 昭和三十三年秋季合祀済者の合祀通知状は靖国神社より逐次発送中で一月未完了するがこれに對する職没者遺族旅送費引証の送付は三月上旬となるので承知されたいこと。

【261】日本国との平和条約第十一条関係合祀予定者の祭神名票送付について（昭和34年3月10日復員第三一六号厚生省引揚援護局復員課長発靖国神社調査部長宛）

復員第三一六号  
 昭和三十四年三月十日 厚生省引揚援護局復員課長  
 靖国神社調査部長 殿

日本国との平和条約第十一条関係合祀予定者の祭神名票送付について  
 昭和三十一年四月十九日附援発第三〇二五号に基く日本国との平和条約第十一條関係昭和三十四年度春季靖国神社合祀予定者（各都道府県関係のもの）の祭神名票を、左記のとおり送付します。

記  
 三百六十四枚

昭和三十四年度春季合祀予定者遺名簿  
 （日本国との平和条約第十一條関係第一次分）

昭和34年3月10日  
 引揚 34.3.10  
 援護 局長 局

事務連絡（法）第七号  
昭和三十四年四月四日

取扱い注意

厚生省引揚援護局復員課史料班長

殿

平和条約第十一条関係死没者の靖国神社合祀について（内連絡）  
日本國との平和条約第十一条に掲げる裁判により判決が確定した後において拘禁中死亡した者の靖国神社合祀については、昭和33/10/付復員第一二六号「昭和三十四年夏季靖国神社合祀事務等の細部について」の四に於て、かねて当引揚援護局復員課においてその祭神名を「作成し、これにより神社側において合祀に關し、諡號中でありましたところ、今後その一部（外地裁判關係の死没軍人軍属の約半數）につい

て右の諡號が終了し、昭和三十四年春季に合祀されることとなりました。貴都道府県關係の合祀予定者及びその遺族は、別紙記載のとおりであります。

右に關し、部外（多數の一般職没者遺族を含む。）からの靖国神社当局に対する投書その他に現われた意見等に徴すれば、右の合祀については、あるいは重大な誤解を生じ、ひいては將來の合祀にも支障を起す恐れもあるという実情にありますので、靖国神社側は最も慎重な態度をとり、この際今次合祀者中に標記死没者が含まれていることを公表せず、世論と共に極めて自然に推移するよう希望しております。この点貴課長におかれても充分お含みおき下さるようお願いいたします。ついでには、これらの点に關し貴課長の御指導の参考に供したく、又これら死没者合祀の事務等に関するお願いをも加え、冗長をかえりみず次のとおり卑見を申し述べます。

一 靖国神社には、特に申し上げるまでもなく、その創進の御趣旨に示されたとおり、「國事に倒れた者」が合祀されるのでありまして、

合祀のため諡號の方針もこれに該当するかどうかを究めることによりあります。今次における平和条約第十一条関係死没者についても、その合祀のため特に右の従来の諡號方針に変更が加えられたのではなく、従つて遅くまでも、諡號の編纂「國事に倒れた者」として合祀の運びとなつたのであります。決して、「平和条約第十一条関係死没者である」ことが直ちに合祀基準に合致することとされたのではありません。

今次合祀の平和条約第十一条関係死没者は、前述の諡號の方針に従い、祭神名標記に基づき、漸くにして個々の諡號を終り得た外地死没の軍人軍属であります。諡號が未了のこれら外地死没者についても引き続き諡號が進められることと信じます。又内地関係死没者については、内地關係一般公務死亡者の合祀と關連し、諡號されるはずであります。

今次の平和条約第十一条関係死没者合祀の経緯及び今後の見とおしは、上述のとおりであります。これについて「職争犯罪者までも合祀された」という簡単な又誤解を招きやすい表現に基づいて合祀の趣旨等に疑念を抱く者や、又は、同じく平和条約第十一条関係死没者であるにも係らず今次合祀に現れた者の遺族から、貴課長に對して質疑その他申出が有りました場合には、前述の趣旨をよく了解するよう応待されたく、お願いいたします。

二 平和条約第十一条関係死没者（この場合、裁判における判決が確定した後において拘禁中死亡した者に限る。）に係る祭神名標記は、主として、必要な死亡歸元等の調査上の便宜を考慮し、昭和33/10/付復員第一二六号四に於て、当引揚援護局復員課がこれを作成することとされたが、既に外地及び内地關係の死没者の全部につき作成の作業を終り、今次において合祀されなかつたこれら死没者については、引き続き合祀の手続を進められることは、前述のとおりであります。都道府県において、これらの死没者に關し、重複して祭神名標記を作成、送付される等のことがないよう、別添名簿により、職没者調査表及び靖国神社合祀者各簿を整理することにつき、

それぞれ主務者に対し特に御指導をたまわりたく、お願いいたします。  
裁判における判決確定前（未決前）に外地において死亡した者は、平和条約第十一條関係死没者としてではなく、外地残留間における自己の責に帰することができない事由によつて死亡した者等として、都道府県においてそれぞれその祭神名票を作成し、合祀手続を進めることとされ、既にその大部の者が合祀されています（昭和33.6.4付復員第六一三号業務第二第一〇〇七号の「一〇二」外地戦争裁判未決死亡者の靖国神社合祀のための事務について」参照）が、この際、これら未決間の外地死亡者につき、手続もれの者がないかどうか、改めて御点検をお願い致したく存じます。又未決間の内地関係死没者に関する取扱については、内地関係公務死亡者に対する取扱と関連して、改めて連絡いたします。

三 今次の平和条約第十一條関係死没者の合祀については、前述のように特にこれを取り上げ、特別扱をなすべき趣旨のものでないことは、言うまでもないところであります。その合祀後における事務のうち、遺族に対する合祀通知状及び戦没者遺族旅客運賃割引証の送付は、諸般の關係上、前記復員第一一六号四に上り、当引揚炭炭局復員課がこれを行うこととされる筈であります。このことは、今次における右の合祀の場合に限られたものであり、次期以降の合祀に際しては、平和条約第十一條関係死没者についても、他の死没者に係るものと同様、それぞれ都道府県にお願ひするようにされることと存じます。（今次合祀の平和条約第十一條関係死没者の遺族の氏名及び住所については、都道府県から通報を受けたほか、本籍地について一応調査したものを準備してありますが、通知別添の名簿により、右の調査後における死亡等による遺族の異動、転居、合併による地名変更等があったことを発見された場合は、なるべく早く復員課長あて通報されますならば、幸甚であります。）

附記

白菊遺族会（平和条約第十一條関係死没者遺族の団体）においては、今次合祀の場に、この際今次において合祀されなかつたこれらの死没者の遺族をも含め、全国会員の靖国神社合同参拝、皇居参観等を計画中であります。右の合同参拝等は、去る昭和33.3.17東京築地本願寺において同会の企画代表者会議が行われた際の決議を、本年五月末又は六月初頃実施に移したいとの考から、その準備を進められてゐるものであります。これに関連して、茲果から、今年度内に管内平和条約第十一條関係死没者遺族の靖国神社合同参拝を実施したいとの意向が、当復員課まで伝えられて来ておりますが、既にこのような計畫をしておられる都道府県におかれては、なるべく、近く連絡されるべき右の白菊遺族会の計畫の時期に実施するようにお取り進み願ひたいと存じております。又このような計畫のないところでも、諸般の事情が許すならば、何等かの形でこれら遺族が右の合同参拝の行事に参加することができるよう御援助をたまわらば、幸甚に存じます。

援発第三〇四二号

昭和三十四年六月三十日

厚生省引揚援護局長

旧陸軍関係昭和三十四年秋季靖国神社合祀事務について

標記のことについては、昭和三十三年十月一日援発第三〇六八号「旧陸軍関係昭和三十四年秋季靖国神社合祀事務について」によるほか、左記によられたる通知する。

記

- 一 合祀予定者の選考基準は、昭和三十三年四月三十日援発第三〇三六号別添「昭和三十三年秋季靖国神社合祀基準」に掲げる第一類ないし第六類の次に次に掲げるものを加えたものとする。

第七類（軍人軍属で戦地及び事変地以外の地域において公務のため受傷又は病し、これにより死亡した者）

航空機搭乗（新迎飛行機試験飛行を含む。）中、潜水艇潜行中又は特殊兵器（特攻兵器を含む。）の試験若しくは訓練中の事故により死亡した者  
 陣地掃蕩その他作戦準備に従事中の事故により死亡した者  
 伝染病患者の診察又は介護の任務をもつ陸軍衛生部員以下又は看護婦で当該伝染病に感染し、これにより死亡したもの

甲 昭和十六年十二月八日から同二十年九月二日までの間に上記により死亡し、又は受傷し、戦後三年以内これにより死亡したことに、遺族援護法第三十四条第一項の弔慰金の規定を終つた軍人甲と同様の事情により死亡した者（個別審査）  
 乙 昭和十六年十二月八日から同二十年九月二日までの間に上記により死亡し、又は受傷し、戦後三年以内これにより死亡したことに、遺族援護法第三十四条第一項の弔慰金の規定を終つた軍人甲と同様の事情により死亡した者（個別審査）  
 丙 昭和十六年十二月八日から同二十年九月二日までの間に上記により死亡し、又は受傷し、戦後三年以内これにより死亡したことに、遺族援護法第三十四条第一項の弔慰金の規定を終つた軍人甲と同様の事情により死亡した者（個別審査）

第八類（船舶運管会の選航する船舶の乗組員）

甲 昭和十七年四月一日以後船舶運管会の運航する船舶に乗り組み戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間若しくは昭和二十年九月三日以後引揚を海外に於て帰還するまでの期間において受傷し、これにより死亡し、又は受傷し、戦後三年以内これにより死亡した者で遺族援護法の弔慰金の規定を終つたもの  
 乙 甲と同様の事情により死亡したが該遺族のなないため弔慰金の規定のない者。（個別審査）

第九類（商州開拓青年隊隊員の隊員）

甲 昭和二十年八月九日以後の業務上の負傷又は疾病により死亡した商州開拓青年隊隊員の隊員で、これにより遺族援護法第三十四条第六項の弔慰金の規定のあつたもの  
 乙 甲と同様の事情により死亡したが該遺族のなないため弔慰金の規定のない者。（個別審査）

二 前号に掲げる者に係る選考数は、選考基準に該当する者の全部とする。

三 祭神名票の記入及びその送付の要領は、従前の例によるものとすし、その送付は、なるべく早く逐次にこれを実施し、その最終期限は、昭和三十四年七月三十一日とする。

四 日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁され、当該拘禁中に死亡した者（未決中に死亡した者を除く。）は、昭和三十三年秋季においても引き続き合祀につき選考される。これらの者に係る祭神名票の作成及び靖国神社への送付は、引揚援護局において実施する。

通知先 都道府県知事

【264】昭和三十四年秋季靖国神社合祀事務等の細部について（昭和34年6月30日復員第六九一号厚生省引揚援護局復員課長発都道府県主務課長宛）

復員第六九一号  
昭和三十四年六月三十日 厚生省引揚援護局復員課長  
都道府県主務課長 殿

昭和三十四年秋季靖国神社合祀事務等の細部について  
概記のことについて、左記のとおり連絡する。

一 昭和三十四年秋季靖国神社合祀事務の細部について  
昭和三十四年六月三十日接発第三〇四二号「昭和三十四年秋季靖国神社合祀事務について」第一項の合祀選考に因しては、次のことに留意された。

／ 従前（昭和三十四年春季合祀まで）の基準（第一類ないし第六類）による該当者については、昭和三十四年秋季においてなるべくその全致の合祀ができることを期待していること。従つて、これらの者に關し、一面において重複防止に勉めると共に、残りをなくするようにされたこと。

2 新たに加えられた選考基準（第七類ないし第九類）については、次の事項を了知されたこと。

イ 第七類は、主として内地において、航空事故その他特殊の公務上の受傷又は病により死亡した軍人軍属を指している。  
ロ 第八類は、死亡の当時有給草履として取り扱われていなかったといわゆるもと陸軍配当給（もと海軍の指定給になつたものを除く）の乗組員（A級給員）を指している。

これらの者に係る名票の記載に當つては、階級は「陸軍」の下に「A級給員」、所属部隊は「給糧司令部（〇〇九）」と記載し、又受傷、病の日次及び場所を明確にされた。  
ハ 第九類は、戦時参加者（第六類）に属しない前出開拓青年隊員等の経歴で、日ソ開戦の日から終戦に至るまでの間において

「業務」上受傷又は病し、これによつて死亡したもので戦時参加者に準ずるものと認められるものを指している。これらの者に係る名票の記載にあつては、階級を「陸軍」の下に「前出開拓青年隊員」、所属部隊を「〇〇〇前出開拓青年隊員」と記載するほか、「ロ」に上られた。  
二 祭神名票の送付、合祀通知等については、特に次のことに留意された。

／ 祭神名票の送付にあつては、選考基準第一ないし第九類の類毎に取りまとめ、これにそれぞれ連名第二通を添付されたこと。  
2 日本國との平和条約第十一條に附ける裁罰により死亡した者（未決中に死亡した者を除く。）に係る祭神名票の作成及び靖国神社への送付は、従来と同様に引揚援護局において実施するが、その合祀後における合祀通知及び職設者選考選賃制引証の取扱は、昭和三十四年秋季以降に合祀される者については、他の合祀者に係るものと同様、これを都道府県において行うこと。

三 今後における靖国神社合祀等については、右のことについては、昭和三十三年十月一日復員第一一六号「昭和三十四年春季靖国神社合祀事務等の細部について」第一項により連絡したが、その第2号及び第3号に關連し、次のように承知された。

／ 昭和三十五年においては、春季の合祀は行われないうえ、秋季のみ合祀が行われるよう予定されていること。（第2号關係）  
2 昭和三十四年秋季の合祀に際しては、従前の例により、都道府県代表遺族の参加が実施されること。（第3号關係）

【265】昭和三十四年秋季靖国神社合祀基準の追加について（昭和34年7月11日援発第三〇四七号厚生省引揚援護局長発都道府県知事宛）

援発第三〇四七号  
昭和三十四年七月十一日  
厚生省引揚援護局長

昭和三十四年秋季靖国神社合祀基準の追加について  
昭和三十四年六月三十日付援発第三〇四二号「旧陸軍関係昭和三十四年秋季靖国神社合祀事務について」左記一に掲げる合祀予定者の選考基準第九類（満州開拓青年義勇隊の隊員）の次に、次の第十類（國家總動員法に基く徵用又は協力中の死亡者）を加える。

第十類（國家總動員法に基く徵用又は協力中の死亡者）  
甲 旧國家總動員法に基いて徵用され又は總動員業務につき協力をさせられた者のうち、徵用若しくは協力にかかる令書若しくは通知を受けた日から徵用若しくは協力を解除された日までの期間内における戦時災害により受傷し、これにより死亡し又は受傷し病後三年以内にこれにより死亡したことにより、遺族優待法第三十四条第五項の弔慰金の規定を終つた者  
乙 甲と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の規定のない者（個別垂査）

通知先 都道府県知事

【266】昭和三十四年秋季靖国神社合祀事務等の細部の追加について（昭和34年7月11日復員第七四〇号厚生省引揚援護局復員課長発都道府県主務課長宛）

復員第七四〇号  
昭和三十四年七月十一日  
厚生省引揚援護局復員課長

都道府県主務課長 殿

昭和三十四年秋季靖国神社合祀事務等の細部の追加について  
昭和三十四年六月三十日付復員第六九一号「昭和三十四年秋季靖国神社合祀事務等の細部について」の左記一の2のハの次に左記を加える。

記  
ロ 第十類は、昭和十七年四月二十二日陸密一〇八六「帝國內ニ在ル陸軍ノ管理、監督ニ係ル工場事業場ニ在リシテ其ノ業務ニ從事中戦争ノ際ニ於ケル戦斗行為ニ因リ死没セシモノノ身分取扱ヒニ因スル件」の規定により、死没の日において当該工場、事業場を管理、監督する部隊の軍属（無給）として取扱われるべきであつたと思われる旧國家總動員法に基いて旧陸軍の管理監督に係る工場、事業場等に徵用され、又は協力させられたものでその業務に従事中、戦時災害により受傷し、これにより死亡したものを指している。

これらの者に係る名簿の記載に当つては、階級は「陸軍」の下に「軍属（無給）」「軍属（無給）」「軍属（無給）」等と記載し、所属部隊は「死没時所属部隊」の下半分に「（在友化学工業株）」のように受傷し病當時配置されていた工場名又は事業場名を記載すること。

同項の上半分は当該において前記規定に基づき所属部隊を調査決定のうえ記入する。

【267】 軍人軍属で戦時死亡宣告をうけた者の靖国神社合祀について（昭和34年8月13日復員第八四八号厚生省引揚援護局復員課長発都道府県主務課長宛）

復員第八四八号  
昭和三十四年八月十三日 厚生省引揚援護局復員課長  
都道府県主務課長 殿

軍人軍属で戦時死亡宣告をうけた者の靖国神社合祀について  
標記について靖国神社宮司に対し別紙第一のとおり照会中のところ、  
別紙第二のとおり個人審査のうえ合祀することに決定した旨回答が  
りましたから、通知します。

なお、旧陸軍関係の該当者の合祀事務については別途通知します。

【268】 旧陸軍関係昭和三十五年秋季靖国神社合祀事務について（昭和35年7月1日援発第三〇三三号厚生省引揚援護局長発都道府県知事宛）

援発第三〇三三号  
昭和三十五年七月一日 厚生省引揚援護局長

旧陸軍関係昭和三十五年秋季靖国神社合祀事務について  
標記のことについては従前の通知によるほか、左記によられたく  
通知する。

記

一 合祀予定者の選考基準は従前の通知による第一類より第十類の  
ほか次にかかせるものを加えたものとする。  
第十一類（軍人軍属で戦時死亡宣告をうけた者）

軍人軍属であつて未帰還者に関する特別措置法の規定により  
戦時死亡宣告をうけ、且つ公務上負傷し又は疾病にかかりこれ  
により死亡したものとみなされた者 個別審査

二 合祀予定者の選考は前号の選考基準に該当する者の全部とす  
る。

三 祭神名票の記入及びその送付の要領は従前の例によるものとし、  
その送付はなるべく速かに逐次に実施しその最終期限は八月二十  
日とする。

通知先 都道府県知事



【271】〔別冊 靖国神社合祀予定者選考基準〕（昭和35年8月）

<p>才1類 (軍人軍属の戦地、事変地又は外地において公務により死亡した者)</p> <p>死亡の時期及び場所</p> <p>昭和/6年/2月8日より同20年9月2日までの間に遺族援護法才4条才2項に規定する戦地(遺族援護法施行令才2条の表の区域期間。但しその終期は9月2日とす。以下同し。)において死亡した者。</p> <p>遺族援護法才3条才1項才2号に規定する事変地(遺族援護法施行令才1条才1項の表の区域及び期間。以下同じ)内において死亡した者。</p> <p>昭和20年9月3日より同26年5月3日までの間に外地において死亡した者。</p>	<p>身分及び死亡事由</p> <p>軍人軍属であつて公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才34条才1項の弔慰金の設定の終つた者。但し遺族援護法才4条才2項及び附則才20項(昭和28年法律才18/号)の規定にもとづく遺族年金、公務扶助料又は弔慰金の設定のあつた者を除く。</p>	<p>才2類 (軍人で戦地において受傷り病し戦地又は外地において死亡した者で遺族援護法才4条才2項の規定により公務とみなされた者)</p> <p>昭和/6年/2月8日より同20年9月2日までの間に戦地において死亡した者。</p> <p>昭和20年9月3日より同26年5月3日までの間に外地において死亡した者。</p> <p>軍人であつて遺族援護法才4条才2項の規定にもとづく遺族年金公務扶助料又は弔慰金の設定の終つた者。</p>
---	---	--

<p>才3類 (軍人軍属で戦地事変地又は外地において公務により受傷り病した者でこれにより下記以外の地域で死亡した者)</p> <p>昭和/6年/2月8日より同20年9月2日までの間に戦地以外の地域で死亡した者。但し受傷り病後3年以上を経過して死亡した者を除く。</p> <p>昭和20年9月3日より同26年5月3日までの間に内地で死亡した者。但し受傷り病後3年以上を経過して死亡した者を除く。</p>	<p>軍人軍属であつて戦地事変地又は終戦後の外地において受傷り病した者でこれにより公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才34条才1項の弔慰金の設定の終つた者。但し遺族援護法才4条才2項該当者を含み、附則才20項(昭和28年法律才18/号)該当者を除く。</p>	<p>才4類 (軍人軍属で満洲において公務により受傷り病し且死亡した者)</p> <p>昭和/6年/2月8日より同20年8月8日までの間に死亡した者。</p> <p>軍人軍属であつて満洲において受傷り病した者でこれにより公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才34条才1項の弔慰金の設定の終つた者。</p>
--	--	--

オ5類 (軍人軍属でオ1乃至オ4類に属しないが合祀を適当とする者)

(個別審査)

- ㊦ 軍人軍属でその身分及び死亡状況はオ1乃至オ4類の基準に該当するが該当遺族がないため公務扶助料、遺族年金、遺族援護法オ34条オ1項の弔慰金の設定のないもの。
- ㊧ 軍人軍属で戦地及び事変地以外の地域において戦傷を受け、これにより死亡し又は受傷後三年以内にこれにより死亡した者。
- ㊨ 軍人軍属で遺族援護法附則オ1ノ1項(昭和30年法律オ144号)に該当する者。
- ㊩ 軍属で昭和16年12月8日以後戦地における在戦期間内に負傷し又は疾病にかかった場合において故意又は重大な過失によつて負傷し又は疾病にかかったことが明かでなく、この受傷り病の日より3年以内に死亡した者。
- ㊪ 軍人軍属で昭和26年6月1日より昭和32年5月31日までの間に外地において自己の責に帰することができない事由により死亡した者。

オ6類 (もとの陸軍の要請に基づいて戦闘に参加し当該戦闘に基く負傷又は疾病により死亡した者)

- ㊫ もとの陸軍の要請に基づいて戦闘に参加し当該戦闘に基く負傷又は疾病により死亡した者でこれにより遺族援護法オ34条オ5項の弔慰金の設定のあつた者。
- ㊬ 死亡の状況は甲と同様であるが該当遺族のないため弔慰金の設定のない者。

オ7類 (軍人軍属で戦地及び事変地以外の地域において公務のため受傷又はり病し、これにより死亡した者)

航空機搭乗(新型飛行機試験飛行を含む。)中、潜水艦潜行中又は特種兵器(特攻兵器を含む。)の試験若しくは訓練中の事故により死亡した者。

陣地構築その他作戦準備に従事する中の事故により死亡した者。

伝染病患者の診察又は介護の任務をもつ陸軍衛生部将校以下又は看護婦で当該伝染病に感染し、これにより死亡した者。

- ㊭ 昭和16年12月8日から同20年9月2日までの間に左記により受傷り病し、これにより死亡し、又は受傷り病後3年以内にこれにより死亡したことにより遺族援護法オ34条オ1項の弔慰金の設定を終つた軍人。
- ㊮ 甲と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の設定のない軍人。(個別審査)
- ㊯ 甲と同様の事情により死亡した軍属。(個別審査)

オ8類 (船舶運営会の運航する船舶の乗組員)

- ㊰ 昭和17年4月1日以後船舶運営会の運航する船舶に乗り組み戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間若しくは昭和20年9月3日以後引続き海外にあつて船遊するまでの期間において受傷り病しこれにより死亡し、又は受傷り病後3年以内にこれにより死亡した者で遺族援護法の弔慰金の設定を終つたもの。
- ㊱ 甲と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の設定のない者。

(個別審査)

オ9類 (滿洲開拓青年義勇隊の隊員)

- 甲 昭和20年8月9日以後の業務上の負傷又は疾病により死亡した滿洲開拓青年義勇隊の隊員で、これにより遺族援護法オ34条オ6項の弔慰金の設定のあつたもの。
- 乙 甲と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の設定のないもの。

(個別審査)

才 / 0 類	（国家総動員法に基く徴用又は協力中の死亡者）
○	
◎	旧国家総動員法に基いて徴用され又は総動員業務につき協力をさせられた者のうち、徴用若しくは協力にかかる命令若しくは通知を受けたる日から徴用若しくは協力を解除された日までの期間内における戦時災害により受傷り病し、これにより死亡し又は受傷り病後3年以内にこれにより死亡したことにより、遺族援護法才34条才3項の弔慰金の裁定を終つた者。
◎	甲と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の裁定のない者。
	（個別審査）
才 / 1 類	（軍人軍属で戦時死亡宣告をうけた者）
	軍人、軍属であつて未帰還者に関する特別措置法の規定により戦時死亡宣告をうけ、且つ公務上負傷し、又は疾病にかかりこれにより死亡したものとみなされた者。
	（個別審査）

【二七二】別紙(三) 将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者の中決定を保留又は研究することとなつてゐるもの(昭和36年5月10日)

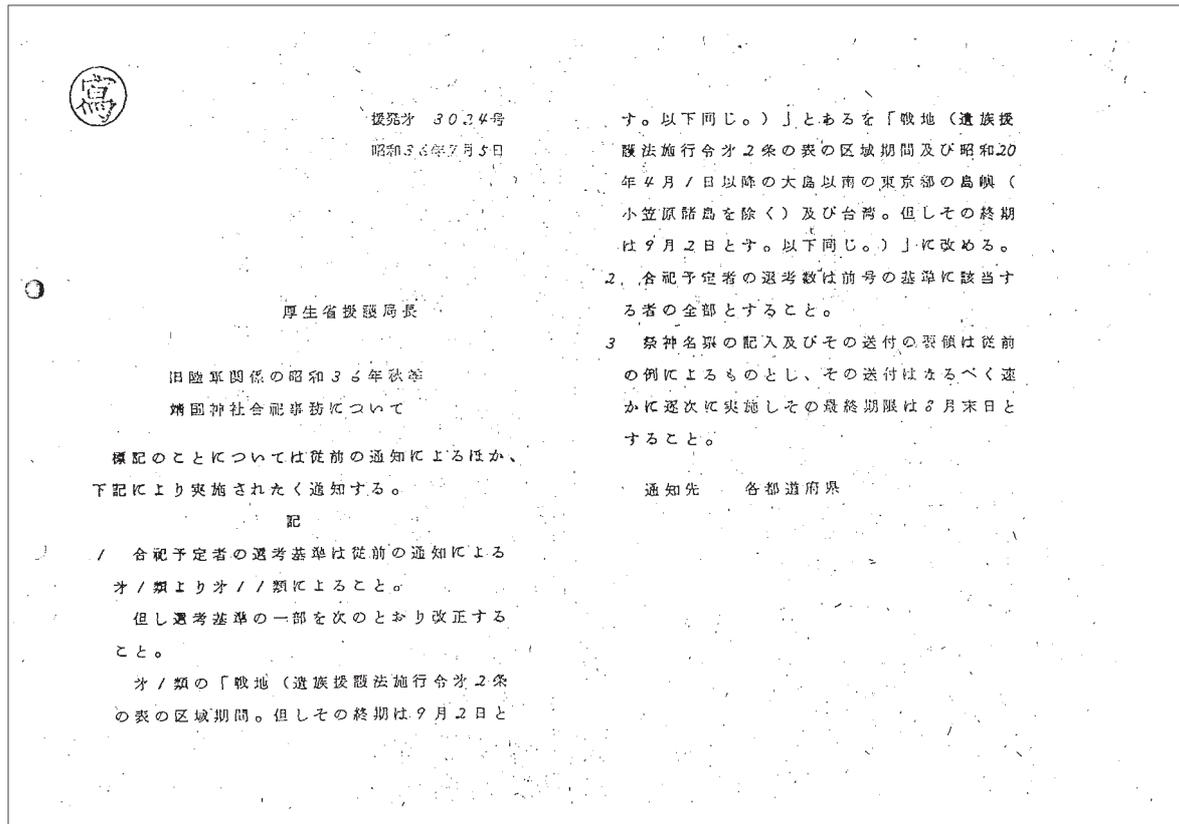
別紙(二)

靖国神社調査部 三六、五、一〇

将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者の中決定を保留又は研究することとなつてゐるもの

- 一、軍人軍属の内地、朝鮮、台湾及び樺太等において受傷罹病した公務死亡者
  - 1、軍隊等において集団発生した赤痢及び栄養失調症による死亡者(保留)
- 二、軍人軍属の職務関連死亡者(保留)
- 三、軍人軍属等の法務関係死亡者
  - 1、軍人軍属で内地関係死亡者(保留)
  - 2、軍人軍属以外の者(保留)
- 四、國民義勇隊の隊員で出勤中において従事した業務により死亡した者(保留)
- 五、満洲開拓青年義勇隊の隊員で昭和二十年八月九日より終戦まで業務上の負傷又は疾病により死亡した者及び終戦後自己の責に帰することが出来ない事由により死亡した者(戦闘に参加し戦死戦傷死した者以外は保留)
- 六、特別未帰還者の死亡者(研究)
- 七、軍人軍属の在郷死亡者のうち公務による受傷罹病の日より三年以上を経過した者(研究、保留)
- 八、船舶運営會が運航する船舶の乗員で戦地勤務中公務により死亡した者のうち、陸海軍々属として取扱はれてゐない者(内地港湾及び内地航行中の病死者は保留)
- 九、沖繩、満洲、サイパン等戦地で死歿した六十才以上十四才未満の者で、戦闘協力者同様の状況により死亡した者(研究)
- 十、南洋、沖繩等より強制疎開途上敵の攻撃により死亡した者(研究)

【273】旧陸軍関係の昭和36年秋季靖国神社合祀事務について（昭和36年7月5日援発第3024号厚生省援護局長発各都道府県宛）



【二七四】別紙(一) 終戦後における合祀審議の状況  
(昭和36年8月15日)

別紙(一)  
終戦後における  
合祀審議の状況

靖國神社調査部  
昭和三十六年八月十五日調

項目及び死状	法の取扱	合祀状況	説明
一、軍人軍属の内地、朝鮮、台湾及び樺太等において受傷罹病した公務死者	公務	合祀	<p>廣野萬千葉、福岡に多く産生してゐる。約五〇〇名。陣地構築等のため野営時に発生したもので、衛生設備もなかつた。特に公務扱ひとなつてゐる。</p> <p>服務状況 死因 援護法 合祀状況</p> <p>陣地構築中 赤痢 集団 非公務 結核等 服務関連 保留</p> <p>（戦地ではないが夫々の特殊な病気であつたため公務の取扱ひをうけてゐる。）</p>
1、航空殉職者	公務	合祀	
(イ)大東亜戦争前航空機搭乗中の殉職者	公務	保留	
(ロ)大東亜戦争以前のもの	公務	保留	
2、潜水艦等殉職者	公務	合祀	
(イ)大東亜戦争前潜水艦搭乗中の殉職者	公務	保留	
(ロ)大東亜戦争以前のもの	公務	保留	
3、特攻兵器特殊兵器試験及び訓練中の殉職者	公務	合祀	
4、作戦準備中の傷病による死亡者	公務	合祀	
(イ)大東亜戦争前	公務	合祀	
(ロ)大東亜戦争中	公務	保留	
5、演習訓練軍及び輸送中の傷病による死亡者	公務	保留	
6、演習訓練軍及び輸送中の疾病による死亡者	公務	保留	
7、内地の軍隊等において集団発生した赤痢及び栄養失調症による死亡者	公務	保留	
8、朝鮮、台湾における赤痢死亡者	公務	保留	
9、台湾のマラリアによる死亡者	公務	保留	
10、公務によるその他の死者(内地、朝鮮、台湾、樺太)	公務	保留	
11、病院において伝染病患者の診療に任ずる軍医、衛生兵、看護婦で当該伝染病で死亡した者	公務	合祀	

二、軍人軍属の服務関連死亡者	三、軍人軍属等の法務関係死亡者	四、國家勲章法に基く徴用又は協力の死者	五、國民義勇隊の隊員で出勤中において従事した業務により死亡した者	六、満洲国青年義勇隊の隊員で昭和二十年八月九日より終戦まで業務上負傷又は疾病により死亡した者及び終戦後自己の責に帰することが出来ない事由により死亡した者	七、特別志願者等の死亡者
非公務 援護法 引金五万円 遺族年金六割 恩給(法家人) 特別扶助料六割乃至七割	非公務 A級 B級 C級 内地死刑者 内地死刑者 その他	甲斐金三万円 軍属の取扱ひはされぬ(ない)	甲斐金三万円 保留	甲斐金三万円 保留	甲斐金三万円 保留
陸五、〇〇〇計五、〇〇〇 海五、〇〇〇計五、〇〇〇 徴集延期、学徒が廃止されて召集された者が相次ぎあつてゐる。 大東亜戦争の特性上弱兵を徴用又は召集させるを得ない状況であつた。	1、死因の検証を挙げることが出来るものを合祀の対象とする。 2、軍人軍属以外の者で該当五人程ある。他の一般邦人の場合の均給を考慮しつつ、検討する必要は保留あり。 3、軍人軍属で五十名未定あり。これは当該調査を要するもの又は合祀不適当と思はれるものである。	1、昭和20.3.22閉隊決死。 國民義勇隊の組織に関する件一に基いて組織されたもの。 2、広島縣原爆死亡者約一万名あり。疎開作業に従事。 3、右の疎開作業は防空法の防空計画に基づく業である。 4、防空法の規定による業務(疎開作業、防空監視防火等)に従事中死亡した者が他に有る。 5、公務員で公務遂行中戦時災害により死亡した者。 6、右三者の均給上の問題を検討する要あり。 國民義勇隊 職域 〇〇工場 〇〇村 〇〇町	1、軍属に採用された者が相当数あり、これ等は合祀。 2、開拓隊者保護全國協議会から合祀の陳情がなされてゐる。援護局扱。 3、外に勸業隊女子挺身隊(拓務者、報國農場、農林也)がある。 約一、六〇〇	1、一級邦人である。 2、終戦後、連や中共に抑留又は流用されてゐる者である。 3、満洲國の軍用学校の生徒が約三十九程含まれてゐる。 4、現在約一三、〇〇〇名ある。 5、資料は約二〇〇位出されてゐる。(援護局)	

八、軍人軍属の在郷死者のうち公務による受傷罹病の日より三年以上を経過した者	九、船舶運賃が運航する船舶の乗員、戦地勤務中公務により死亡した者うち陸軍軍属として取扱はれてゐない者	十、内地において終戦後処理業務に従事中公務罹病した者	十一、沖縄、満洲、サイパン等戦地で死亡した六十才以上の者及び十四才未満の者で戦時高年齢の状況により死亡した者	十二、南洋、沖縄等より強制疎開途上敵の攻撃により死亡した者
公務 1、終戦に伴ひ退職した者で退職の日より三年以内に在職中の公務に因る受傷罹病のため死亡した者は合祀。 2、終戦に伴ひ退職した者で退職の日より三年以内に在職中の公務に因る受傷罹病のため死亡した者は合祀。	公務 2、その他	公務 2、内地及内地臺灣航行中の病死者	1、援護法なし 2、満洲サイパンは引揚給付金支給 3、沖縄は見舞金を支給されることに決定	1、南洋方面の居留邦人 2、沖縄の浦留字童(約馬丸)
陸七、〇〇〇計一、〇〇〇 海二、五〇〇計一、〇〇〇	合祀 1、海軍では内地臺灣を出入しれば例へば目的地が内地でなくても大東亜戦争期間はその航路は戦地扱ひとされた。 2、航路は海軍で指定したのではない。 3、他と関連し更に研究する為保留とする。	保留 約二〇〇名	保留 沖縄、〇〇〇〇 サイパン、〇〇〇〇 満洲調査中	保留



【二七七】昭和三十六年度における第四回合祀関係  
研究会記録（昭和36年8月25日）

昭和三十六年度における

第四回合祀関係研究会記録

- 一、日時 八月十六日 午前十時より午後四時まで  
一、場所 靖國神社々務所書院ノ間  
一、出席者 援護局側

復員課 三浦事務官  
業務第二課 阿部事務官  
神社側

筑波宮司 池田権宮司  
坂本禰宜 木曾禰宜  
（鈴木禰宜は出張不在）

一、目的

援護局側より提示されたてゐた「将来靖國神社に合祀すべきか否かについて決定すべき者」について爾來研究審議が行はれ、その中總代會の決定に基いて合祀の取運びとなつたものもあるが、保留となつてゐるものについて昭和三十六年度内において現在迄三回の研究會を開催し一應の検討がなされたので、これ等の経過を当初のものから取纏め「終戦後における合祀審議の状況」（別紙一）を作製、これに基いて経過説明を行ひ、これが取扱ひ方について現段階における最終的決定を行はんとするものである。  
一、右に先立って①復員課で作製した第一表（身分関係）才二表（死因関係）②別紙二について三浦事務官より説明あり。

②業務第二課で提案の別紙三について説明

別紙一）の第二項軍人の服務関連死亡者が合祀の対象として論議される段階に至る場合は本提案事項を併せて検討する必要がある。

（第二項が保留となつた為本件も保留とすることに決定  
一、別紙一）について審議の結果これが取扱方について決定せる事項次の通りである。

第一項中保留となつてゐるものについて「大東亜戦争期間中

のものはこれをすべて合祀すること」に決定。  
従つて結果的には「軍人軍属の内地・朝鮮・台湾及び樺太等において受傷罹病した公務死亡者で大東亜戦争期間中の者はすべて合祀すること」なつた譯である。

第二項 保留

第三項 A級及びBC級で調査中又は反証上不適当なものを除き全部合祀する。

第四項（既に合祀決定済）

第五項 保留

第六項 保留

第七項 保留

第八項 保留

但し終戦に伴ひ退職した者で退職の日より三年以内に在職中の公務に因る受傷罹病のため死亡した者は合祀する。

第九項 公務死亡はすべて合祀する。

第十項（既に合祀決定済）

第十一项 保留

「註」援護法上年令の範圍が六才以上七十才以下を対象とすることに改正措置が講ぜられることになつてゐる。

従つて事実上は合祀範圍が自動的に拡大される結果となる。

故に今後の審議においては項目を左の通り改めることとする。

「沖繩・満洲・サイパン等戦地で死歿した七十才以上の者及び六才未満の者」

第十二項 保留

以上

一、今後保留となるもの

1、軍人軍属の内地・朝鮮・台湾及び樺太等において受傷罹病した公務死亡者で大東亜戦争以前のもの

2、軍人の服務関連死亡者

3、軍人軍属等の法務関係死亡者のうちA級のもの

4、國民義勇隊の隊員で出勤中において従事した業務により死亡した者

5、満洲開拓青年義勇隊の隊員で終戦後自己の責に帰するこ

とが出来ない事由により死亡した者

6、特別未帰還者の死亡者

7、軍人軍属の在郷死亡者のうち公務による受傷罹病の日より三年以上を経過した者

但し終戦に伴ひ退職した者で退職の日より二年以内に死亡した者を除く

8、沖繩・満洲・サイパン等戦地で死歿した七十才以上六十才未満の者

9、南洋、沖繩等より強制疎開途上敵の攻撃により死亡した者

（南洋方面の居留邦人  
沖繩の疎開学童（対馬丸）

以上

一、他省等の関係で未合祀となつてゐるもの（援護局）

1、日赤看護員 日赤に調査依頼中

2、野戦郵便局員 通信者（ ）

3、野戦鉄道関係員 國鉄（ ）

「註」2、3は従軍文官と称してゐた。海軍関係は合祀済である。

一、他省関係で未審議となつてゐるもの

1、勤労報國女子挺身隊員（拓務省）

2、報國農場隊員（農林省）

3、文官で公務遂行中戦時災害により死亡した者（例 縣庁職員）

【278】旧陸軍関係の昭和37年度靖国神社合祀事務について（昭和37年3月22日援発第3017号厚生省援護局長発）

援発第 3017 号  
昭和37年3月22日

厚生省援護局長

旧陸軍関係の昭和37年度靖国  
神社合祀の協力事務について

標記のことについては従前の通知によるほか、下記により実施されたく通知する。

記

- 1 合祀予定者の選考基準は別冊のとおりとすること。
- 2 合祀予定者の選考政は前号の基準に該当する者の全部とすること。
- 3 祭神名簿の記入及び送付の要領は従前の例によるものとし、その送付はなるべく速かに逐次に実施しその最終期限は8月末日とすること。

【279】〔別冊 靖国神社合祀予定者選考基準〕（昭和37年3月）

1 類 （軍人軍属の戦地又は外地において公務により死亡した者）	2 類 （軍人で戦地において受傷り病し戦地又は外地において死亡した者で遺族援護法第4条第2項の規定により公務とみなされた者）
<p>1 昭和/6年/2月8日より同20年9月2日までの間に遺族援護法第4条第2項に規定する戦地（遺族援護法施行令第2条の表の区域期間及び昭和20年4月/日以降の大島以南の東京都の島嶼（小笠原諸島を除く）及び台湾。但しその終期は9月2日とす。以下同じ。）において死亡した者。</p>	<p>1 昭和/6年/2月8日より同20年9月2日までの間に戦地において死亡した者。</p>
<p>2 遺族援護法第3条第1項第2号に規定する事実地（遺族援護法施行令第1条第1項の表の区域及び期間。以下同じ）内において死亡した者。</p>	<p>2 昭和20年9月3日より同26年5月3/日までの間に外地において死亡した者。</p>
<p>3 昭和20年9月3日より同26年5月3/日までの間に外地において死亡した者。</p>	<p>2</p>

【才3類】 (軍人軍属で戦地又は外地において公務により受傷り病した者でこれにより前記以外の地域で死亡した者)

- 1 昭和16年12月8日より同20年9月2日までの間に戦地以外の地域で死亡した者。但し受傷り病後3年以上(受傷り病の日が明らかでない者については退職後2年以上)を経過して死亡した者を除く。
- 2 昭和20年9月3日より同26年5月31日までの間に内地で死亡した者。但し受傷り病後3年以上(受傷り病の日が明らかでない者については退職後2年以上)を経過して死亡した者を除く。

3

【才4類】 (軍人軍属で満洲において公務により受傷り病し且死亡した者)

- 1 昭和16年12月8日より同20年8月8日までの間に死亡した者。軍人軍属であつて満洲において受傷り病した者でこれにより公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才34条才1項の弔慰金の裁定の終つた者。

4

【才5類】 (軍人軍属で才1乃至才4類に属しないが合規を適当とする者)  
(個別審査)

- 1 軍人軍属でその身分及び死亡状況は才1乃至才4類の基準に該当するが該当遺族がないため公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才34条才1項の弔慰金の裁定のないもの。
- 2 軍人軍属で戦地及び事変地以外の地域において戦傷を受け、これにより死亡し又は受傷後3年以内(戦傷を受けた日が明らかでない者は退職の日より2年以内)にこれにより死亡した者。
- 3 軍人軍属で遺族援護法附則才11項(昭和30年法律才44号)に該当する者。
- 4 軍属で昭和16年12月8日以後戦地における在職期間内に負傷し又は疾病にかかつた場合において故意又は重大な過失によつて負傷し又は疾病にかかつたことが明らかでなく、この受傷り病の日より3年以内(受傷り病の日が明らかでない者については受傷り病の日より2年以内)に死亡した者。
- 5 軍人軍属で昭和26年6月1日より昭和32年5月31日までの間に外地において自己の責に帰することができない事由により死亡した者。

5

【才6類】 (もとの陸軍の要請に基いて戦斗に参加し当該戦斗に基く負傷又は疾病により死亡した者)

- 1 もとの陸軍の要請に基いて戦斗に参加し当該戦斗に基く負傷又は疾病により死亡した者でこれにより遺族援護法才34条才5項の弔慰金の裁定のあつた者。
- 2 死亡の状況は1と同様であるが該当遺族のないため弔慰金の裁定のない者。

6

才7類 (軍人軍属で戦地以外の地域において公務により受傷り病し、これにより死亡した者)

- 1 航空機搭乗（新型飛行機試験飛行を含む。）中、潜水艦潜行中又は特種兵器（特攻兵器を含む。）の試験若しくは訓練中の事故により死亡した者。
- 2 陣地構築その他作戦準備に従事する中の事故により死亡した者。
- 3 伝染病患者の診察又は介護の任務をもつ陸軍衛生部将校以下又は看護婦で当該伝染病に感染し、これにより死亡した者。
- 4 その他公務により死亡した者。

- (1) 昭和7年2月8日から同20年9月2日までの間に左記により受傷り病しこれにより死亡し、又は受傷り病後3年以内（受傷り病の日が明らかでない者については退職の日より2年以内）にこれにより死亡したことにより遺族援護法才34条才7項の弔慰金の裁定を終つた軍人。
- (2) (1)と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の裁定のない軍人。（個別審査）
- (3) (1)と同様の事情により死亡した軍属。（個別審査）

才8類 (船舶運営会の運航する船舶の乗組員)

1 昭和7年4月1日以後船舶運営会の運航する船舶に乗り組み戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間若しくは昭和20年9月3日以後引き続き海外にあつて帰還するまでの期間において受傷り病しこれにより死亡し、又は受傷り病後3年以内（受傷り病の日が明らかでない者については退職の日より2年以内）にこれにより死亡した者で遺族援護法の弔慰金の裁定を終つたもの。

2 /と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の裁定のない者。（個別審査）

才9類 (満洲開拓青年義勇隊の隊員)

1 昭和20年8月9日以後の業務上の負傷又は疾病により死亡した満洲開拓青年義勇隊の隊員で、これにより遺族援護法才34条才6項の弔慰金の裁定のあつたもの。

2 /と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の裁定のないもの。（個別審査）

才10類 (国家総動員法に基く徴用又は協力中の死亡者)

1 旧国家総動員法に基いて徴用され又は総動員業務につき協力をさせられた者のうち、徴用若しくは協力にかかる令書若しくは通知を受けた日から徴用若しくは協力を解除された日までの期間内における戦時災害により受傷り病し、これにより死亡し又は受傷り病後3年以内にこれにより死亡したことにより、遺族援護法才34条才5項の弔慰金の裁定を終つた者。

2 /と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の裁定のない者。（個別審査）

才11類 (軍人軍属で戦時死亡宣告をうけた者)

軍人、軍属であつて未帰還者に関する特別措置法の規定により戦時死亡宣告をうけ、且つ公務上負傷し、又は疾病にかかりこれにより死亡したものとみなされた者。（個別審査）

才12類 (満洲事変及び支那事変中の死亡者で合祀もれの者)

満洲事変及び支那事変中の死亡者で旧「韓国神社合祀資格審査内規」（別紙）に該当する者。（個別審査）

【280】旧陸軍関係の昭和37年度靖国神社合祀の協力事務等の細部について（昭和37年3月22日復員第628号厚生省援護局復員課長発各都道府県主務課長宛）

復員才 628 号  
昭和37年3月22日

各都道府県主務課長殿

厚生省援護局復員課長

旧陸軍関係の昭和37年度靖国神社  
合祀の協力事務等の細部について

標記のことについて下記のとおり連絡する。

記

1 昭和37年秋季の歳暮奉安祭は昭和37年10月7日の予定であること。

2 合祀予定者の選考基準を整理し別冊として添付したが新たに追加されたのは次のとおりであること。

(1) 受傷り病の日が明らかでない場合には退城の日より2年以内に死亡した場合に合祀することになったこと。（才3、5、7、8類）

(2) 昭和16年12月8日以後の内地、台湾

(昭和20年4月1日以前)朝鮮(北緯38°以北の朝鮮については昭和20年8月9日以前)及び樺太(昭和20年8月9日以前)等戦地以外の地域における公務による受傷り病者を合祀することになったこと。

(才7類)

(3) 満洲事変及び支那事変中の死亡者で合祀もれのある者を基準に入れられたこと。(才1、2類)

3 受傷り病の日が明らかでない者の祭神名票の記載にあつては裏面に退城年月日及び退城事由(現役免除除隊、召集解除、依頼解雇復員等)を記載すること。

4 祭神名票の送付期限を厳守されたいこと。これがため業務の滞りを利用しなるべく早く送付するよう努められたいこと。

【281】別冊 靖国神社合祀予定者選考基準（昭和37年3月）

靖国神社合祀予定者選考基準 別冊		[才2類] (軍人で戦地において受傷り病し戦地又は外地において死亡した者)	
<p>[才1類] (軍人軍艦の戦地又は外地において公務により死亡した者)</p> <p>1 昭和16年12月8日より同20年9月2日までの間に遺族援護法才4条才2項に規定する戦地(遺族援護法施行令才2条の表の区域期間及び昭和20年4月1日以降の大島以南の東京都の島嶼(小笠原諸島を除く)及び台湾。但しその終期は9月2日とす。以下同じ。)において死亡した者。</p> <p>2 遺族援護法才3条才1項才2号に規定する事案地(遺族援護法施行令才1条才1項の表の区域及び期間。以下同じ)内において死亡した者。</p> <p>3 昭和20年9月3日より同26年5月31日までの間に外地において死亡した者。</p>	<p>軍人軍艦であつて公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才3、4、5条才1項の弔慰金の設定の終つた者。但し遺族援護法才4条才2項及び附則才20項(昭和28年法律才181号)の規定にもとづく遺族年金、公務扶助料又は弔慰金の設定のあつた者を除く。</p>	<p>1 昭和16年12月8日より同20年9月2日までの間に戦地において死亡した者。</p> <p>2 昭和20年9月3日より同26年5月31日までの間に外地において死亡した者。</p>	<p>[才2類] (軍人で戦地において受傷り病し戦地又は外地において死亡した者)</p> <p>軍人であつて遺族援護法才4条才2項の規定により公務とみなされた者</p> <p>軍人であつて遺族援護法才4条才2項の規定にもとづく遺族年金、公務扶助料又は弔慰金の設定の終つた者。</p>

<p>才ノ類：（軍人軍属で戦地又は外地において公務により受傷り病した者でこれにより前記以外の地域で死亡した者）</p>	<p>才ノ類：（軍人軍属で満洲において公務により受傷り病し且死亡した者）</p>		
<p>1 昭和16年2月8日より同20年9月2日までの間に戦地以外の地域で死亡した者。但し受傷り病後3年以上（受傷り病の日が明らかでない者については退職後2年以内）を経過して死亡した者を除く。</p>	<p>軍人軍属であつて戦地又は終戦後の外地において受傷り病した者でこれにより公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才ノ類ノ項の弔慰金の裁定の終つた者。</p>	<p>昭和16年2月8日より同20年9月2日までの間に死亡した者。</p>	<p>軍人軍属であつて満洲において受傷り病した者でこれにより公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才ノ類ノ項の弔慰金の裁定の終つた者。</p>
<p>2 昭和20年9月3日より同26年5月31日までの間に内地で死亡した者。但し受傷り病後3年以上（受傷り病の日が明らかでない者については退職後2年以内）を経過して死亡した者を除く。</p>	<p>但し遺族援護法才ノ類ノ項該当者を含み、附則才ノ類ノ項（昭和28年法律才ノ類ノ号）該当者を除く。</p>		

<p>才ノ類：（軍人軍属で才ノ乃至才ノ類に属しないが合祀を適當とする者）</p>	<p>才ノ類：（もとの陸軍の要請に基いて戦斗に参加し当該戦斗に基く負傷又は疾病により死亡した者）</p>
<p>1 軍人軍属でその身分及び死亡状況は才ノ乃至才ノ類の基準に該当するが該当遺族がないため公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才ノ類ノ項の弔慰金の裁定のない者。</p>	<p>1 もとの陸軍の要請に基いて戦斗に参加し当該戦斗に基く負傷又は疾病により死亡した者でこれにより遺族援護法才ノ類ノ項の弔慰金の裁定のあつた者。</p>
<p>2 軍人軍属で戦地及び事変地以外の地域において戦傷をうけ、これにより死亡し又は受傷後3年以内（戦傷をうけた日が明らかでない者は退職の日より2年以内）にこれにより死亡した者。</p>	<p>2 死亡の状況は1と同様であるが該当遺族のないため弔慰金の裁定のない者。（個別審査）</p>
<p>3 軍人軍属で遺族援護法附則才ノ類ノ項（昭和30年法律才ノ類ノ号）に該当する者。</p>	
<p>4 軍属で昭和16年2月8日以後戦地における在職期間内に負傷し又は疾病にかつた場合において故意又は重大な過失によつて負傷し又は疾病にかつたことが明らかでなく、この受傷り病の日より3年以内（受傷り病の日が明らかでない者については退職の日より2年以内）に死亡した者。</p>	
<p>5 軍人軍属で昭和26年6月1日より昭和32年5月31日までの間に外地において自己の責に帰することができな理由により死亡した者。</p>	
<p>（才ノ類何れも個別審査）</p>	

才ノ7類 (軍人軍属で戦地以外の地域において公務により受傷り病し、これにより死亡した者)

1 航空機操縦(新製飛行機試験飛行を含む。)中、潜水艦航行中又は特種兵器(特攻兵器を含む。)の試験若しくは訓練中の事故により死亡した者。

2 陸地標幟その他作戦準備に従事する事故により死亡した者。

3 伝染病患者の診察又は介護の任務をもつ陸軍衛生隊将校以下又は看護婦で当該伝染病に感染し、これにより死亡した者。

4 その他公務により死亡した者。

(1) 昭和16年12月8日から昭和20年9月2日までの間に左記により受傷り病し、これにより死亡し、又は受傷り病後3年以内(受傷り病の日が明らかでない者については退避の日より2年以内)にこれにより死亡したことに伴い遺族援護法才ノ34条才ノ4項の弔慰金の設定を終つた軍人。

(2) (1)と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の設定のない軍人。(個別審査)

(3) (1)と同様の事情により死亡した軍属。(個別審査)

才ノ8類 (船舶運管会の運航する船舶の乗組員)

1 昭和17年4月1日以後船舶運管会の運航する船舶に乗り組み戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間若しくは昭和20年9月3日以後引き続き海外にあつて帰還するまでの期間において受傷り病しこれにより死亡し、又は受傷り病後3年以内(受傷り病の日が明らかでない者については退避の日より2年以内)にこれにより死亡した者で遺族援護法の弔慰金の設定を終つた者。

2 /と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の設定のない者。(個別審査)

才ノ9類 (滿洲開拓青少年隊員)

1 昭和20年8月9日以後の業務上の負傷又は疾病により死亡した滿洲開拓青少年隊員で、これにより遺族援護法才ノ34条才ノ6項の弔慰金の設定があつた者。

2 /と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の設定のない者。(個別審査)

才ノ10類 (國家総動員法に基く徴用又は協力中の死亡者)

1 旧國家総動員法に基いて徴用され又は総動員業務につき協力をさせられた者うち、徴用若しくは協力にかかる令書若しくは通知を受けた日から徴用若しくは協力を解除された日までの期間内における戦時災害により受傷り病し、これにより死亡し又は受傷り病後3年以内にこれにより死亡したことにより、遺族援護法才ノ34条才ノ5項の弔慰金の設定を終つた者。

2 /と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の設定のない者。(個別審査)

才ノ11類 (軍人軍属で戦時死亡宣告をうけた者)

軍人、軍属であつて未帰還者に関する特別措置法の規定により戦時死亡宣告をうけ、且つ公務上負傷し、又は疾病にかかりこれにより死亡したものとみなされた者。(個別審査)

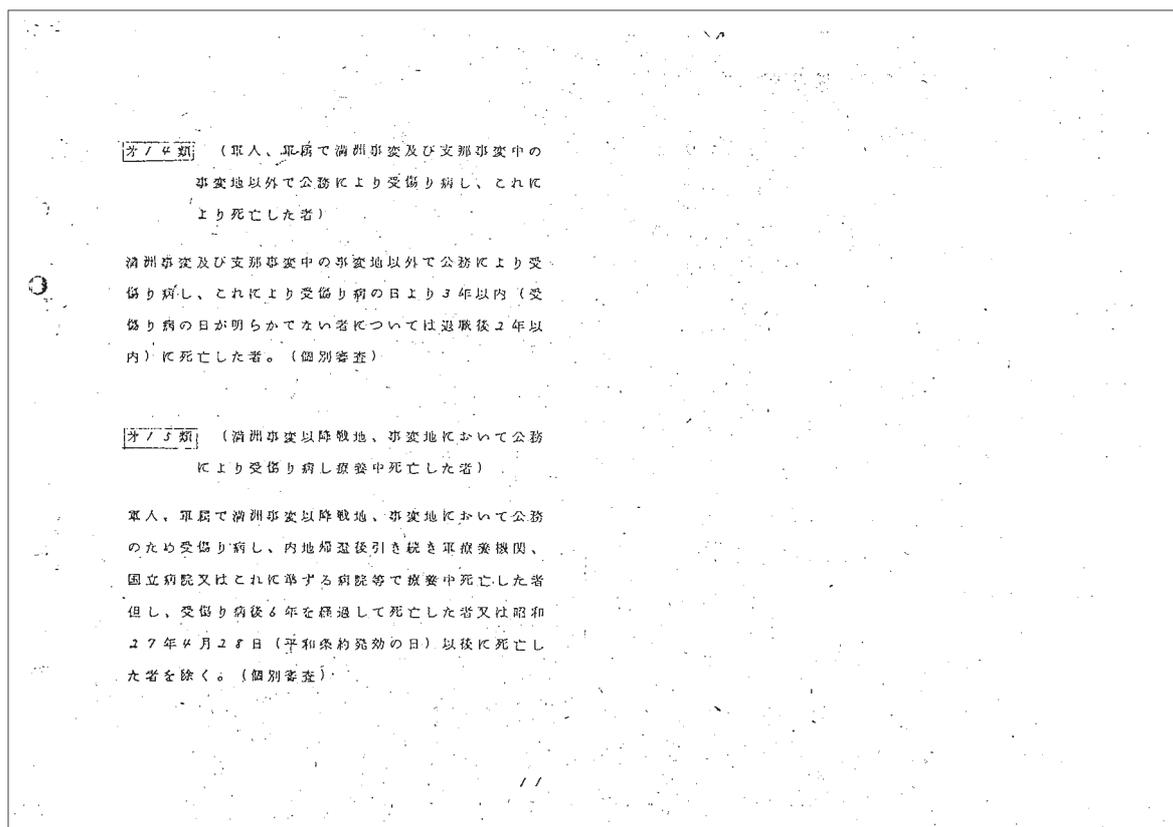
才ノ12類 (國民総動員の隊員でその業務に従事中死亡した者)

1 昭和20年3月20日の閣議決定「國民総動員の組織に関する件」に基いて組織された國民総動員の隊員で、その業務に従事するため出動期間中戦時災害により受傷り病し、これにより死亡し、又は受傷り病後3年以内にこれにより死亡したことにより遺族援護法才ノ34条才ノ5項の弔慰金の設定を終つた者。

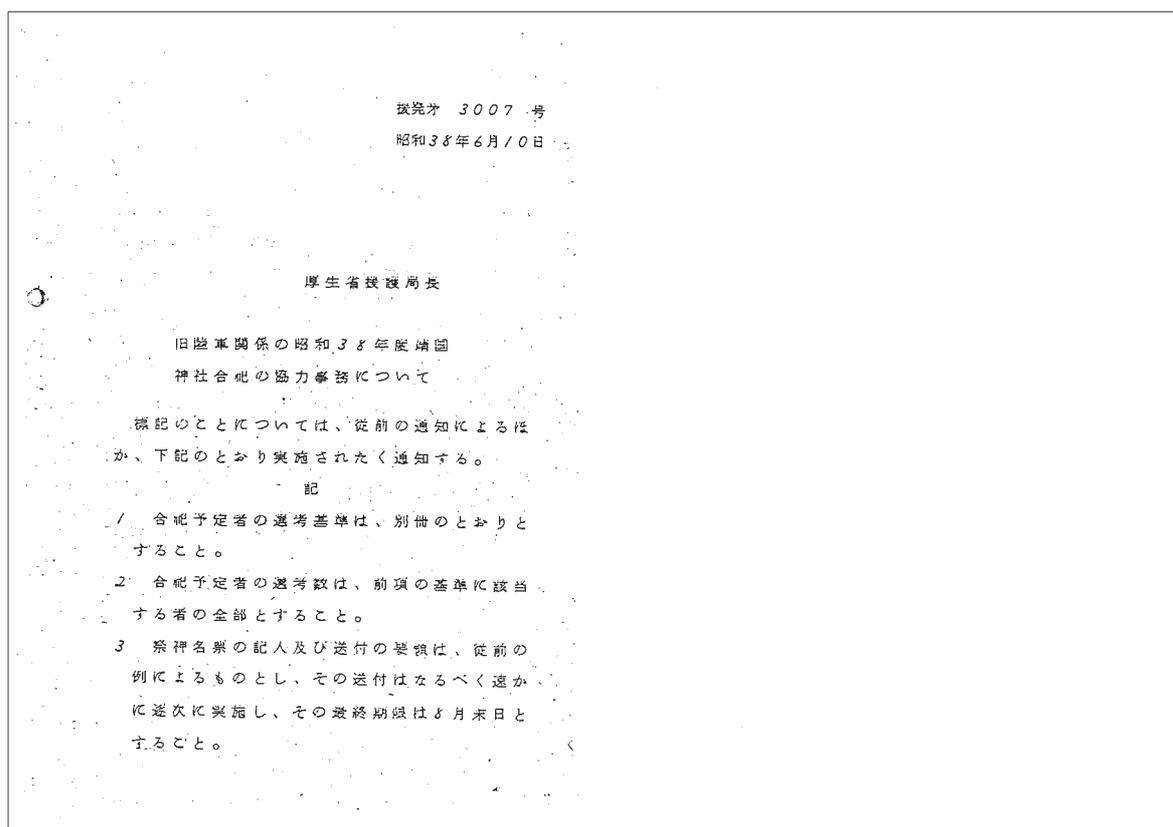
2 /と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の設定のない者。(個別審査)

才ノ13類 (滿洲調査及び支那事変中の死亡者で合祀もれのもの)

滿洲調査及び支那事変中の死亡者で旧「歸国神社合祀資格審査内規」(別紙)に該当する者。(個別審査)



【282】旧陸軍関係の昭和38年度靖国神社合祀の協力事務について（昭和38年6月10日援発第3007号厚生省  
援護局長発）



復員第444号  
昭和38年6月10日

各都道府県主管課長 殿

厚生省援護局復員課長

旧陸軍関係の昭和38年度靖国神社祭祀  
の協力事務等の細部について（連絡）

標記のことについて下記のとおり連絡する。

記

1. 昭和38年秋祭の壺壺奉安祭は昭和38年10月17日の予定であること。
2. 新たに祭祀基準に加えられるものは次のとおりであること。
  - (1) 国民義勇隊の隊員で、その業務に横市中戦時災害により死亡した者（葬ノス類）
  - (2) 軍人軍病で満洲市委及び支那市委において市委地以外で公務により受傷り病し、これにより死亡した者（葬ノケ類）
  - (3) 満洲市委以降戦地、支那地において公務により受傷り病し、引続き軍の病院等において療養中これにより4年以上に死亡した者（葬ノケ類）

3. 類別整理のための「葬ノス類」と「葬ノケ類」に改めたこと。

4. 新たに祭祀基準に加えられる者の祭神名簿の記入は次の示すほか従前の例によること。

(1) 葬ノス類の国民義勇隊の隊員については  
部隊編には国民義勇隊名を記入する。

- 例 ○○隊国民義勇隊（学状）  
○○工場国民義勇隊（地域）  
○○町国民義勇隊（地域）

階級編には隊長、隊員等国民義勇隊に在りたる職名を記入する。

関係書類編には市町村の職員のあつた者についてはその記号番号を記入する。

(2) 葬ノケ類の該当者については受傷り病後の退職日時及び事由並びに療養状況と名簿表頭に記入する。

- 例 昭28.8.10より昭28.3.1 天津陸軍病院  
昭28.3.15より昭28.6.10 支那陸軍病院  
昭28.5.10 現役免除  
昭28.6.11より昭28.6.15 広島日本病院  
昭28.2.6より昭28.6.10（死亡）国立広島病院

5. 祭神名簿の送付期限を厳守するとともに類別日付を明らかにし及進名簿を同時に送付されること。

【二八四】靖国神社合祀事務について（昭和39年5月11日）

靖国神社合祀事務について 昭和三十九年五月十一日  
靖国神社 調査部

一、合祀基準に該当するもので、所謂合祀洩れとなつてゐるものの調査方法について

1、陸軍関係は先づ「テストケース」として東京都を調査の対象とし、石田事務官（阿部事務官も同行）が都世話課に出向し実状を聴取し、その結果神社側も交えて協議することとする。

2、海軍関係は資料が本省に集まつてゐるので目下整理の体制を整えつゝある。外務省で作製した南洋庁関係名簿があるからこれを神社で調査してみる。

3、共済組合員関係は援護法に加えられるよう今國會に提案されるから通過すれば今後自動的に援護局で資料を扱ふようになる。

二、合祀基準に加えられたが、その取扱上保留となつてゐるもの。

1、軍人軍属で満洲事変以降戦地、事変地及び終戦後の外地において公務のため受傷り病し、内地帰還後これに基因して死亡した者

但し、受傷り病後六年を経過して死亡した者又は昭和二十七年四月二十八日（平和条約発効の日）以後に死亡した者を除く。

三、合祀を保留されてゐるものについて。

(1) 軍人

イ、服務関連死亡者（特例法該当者）

ロ、戦時事変時以外の公務死亡者

ハ、三年以上経過死亡者（引続き軍療養機関等で六年以内死亡を除く）

（昭和二十八年頃にシベリヤ・中共から帰還した者が数名居る）

(2) 軍属

イ、服務関連死亡者

ロ、満洲事変及び支那事変中の事変地以外で公務に因り死亡した者

ハ、三年以上経過死亡者（引続き軍療養機関等で六年以内死亡を除く）

(3) 一般者

イ、特別未帰還者

ロ、防空法による防空従事中の死亡者

a、公務員

b、一般者

ハ、沖縄疎開学童死亡者

ニ、サイパンから内地へ強制疎開中の死亡者

引揚者給付金

各隊で持つてゐる。

ホ、沖縄の消極的戦闘協力者

見舞金

ヘ、サイパン、比島、満洲等の消極的戦闘協力者

不明 支給されてゐない。

ト、阿波丸殉難者（外交官等）

昭和二十八年頃米國から見舞金が出された。

外務省が名簿を持つてゐる。

日本郵船所属の船舶員は船舶運営金

チ、戦争殉難者

a、戦地における戦争殉難者

b、内地における戦争殉難者

リ、軍需工場にて作業中の死亡者（地震等）  
今度名簿が出て来る  
合祀よし

ヌ、航海訓練所実習生の機雷遭難死亡者  
大成丸関係

(4) 軍人軍属及び一般者

イ、平和条約第十一条に依る法務死者

a、A級

b、B、C級で

◎同一の罪で軍法會議でも処断されてゐる者

◎訴因の反証を挙げることが出来ない者

◎講和後の死亡者

未合祀者の状況は別紙の通りである（復員課で作製したもの）。

（参考）

昭和三十八年五月十三日全國世話課長懇談會（神社主催）で神社の現況、要望事項等印刷配布したものの中合祀関係記事  
抜萃

「終戦後二十四回に亘る合祀祭により、二百萬柱の合祀を了したが、尚今後次の諸点につき特に御協力を頂き、これが完成を期したい考へである。

(一) 従来基準内で合祀洩れのないよう特に御配慮願ひ度い。

(二) 新基準に加えられる分について、近く援護局より通知があることになつてゐるから、よろしくお願ひ致し度い。

(三) 既合祀の祭神名票を全部纏めて五十音順に整理の結果、重複等疑義のあるものが発見された為、これを出来るだけ早期に解決せねばならないし、しかもこれが為の調査は祭神名票を作製した県の原簿に依る外はないので、近く文書を以てこれが調査方をお願ひするから、右事情を御諒承の上

四 合祀通知状を遺族に交付出来ないで神社に保管中のものが約三萬通有る。これを解決するための方法について何れ具體的に御相談致し度いが、取敢へず右状況を御諒承願ひ度い。」

【二八五】合祀事務担当者会同について（報告）（昭和39年5月15日）

昭和39年5月12日起案  
5月15日決裁

合祀事務担当者会同について（報告）

みだしのことについて左記の通り実施したので御報告致します。

記

一、日時 昭和三十九年五月十一日午後二時より

一、場所 靖國神社第一応接室において

一、出席者 厚生省援護局復員課（旧陸軍）

大野 課長

石田課長補佐（三浦課長補佐と交替し）

中島 事務官

同 業務第二課（旧海軍）

村岡 課長

阿部 課長補佐

協田 事務官

靖國神社 池田 権宮 司

木曾 彌 宜

一、目的

別紙の通りの合祀事務の現状（問題点）を確認すると共に意見を交換し、事務的に処理出来るものはこれが調整を図り、又今後の審議の爲の足掛りとしての目的を以って本會同を実施せり。

一、懇談の結果、結論を得たもの及び参考事項は朱書の通りなり。  
以上

【286】旧陸軍関係の昭和39年度靖国神社合祀の協力事務について（通知）（昭和39年6月9日援発第3016号 厚生省援護局長発都道府県知事宛）

援発才 3016号  
昭和39年6月9日

3 祭神名票の送付についてはなるべく、すみやかに、逐次に実施し、その最終期限は8月15日とする。

都道府県知事 殿

厚生省援護局長

旧陸軍関係の昭和39年度靖国神社合祀の協力事務について（通知）

標記のことについては、従前の通知によるほか下記のとおり実施されたく通知する。

記

1 合祀予定者の選考は昭和38年6月10日援発才3007号旧陸軍関係の昭和38年度靖国神社合祀の協力事務についての別冊靖国神社合祀予定者選考基準のうち、才ノ4類および才ノ5類を別表のとおり改正し、改正後の同基準によること。

2 合祀予定者の選考敢は選考基準に該当するもの全部とすること。

【287】〔別表 第14類、第15類〕（昭和39年6月）

別表

才ノ4類 （軍人で満洲事変及び支那事変中の事変地以外で公務により受傷り病し、これにより死亡した者）

満洲事変及び支那事変中の事変地以外で公務により受傷り病し、これにより受傷り病の日より3年以内（受傷り病の日が明らかでない者については退職後2年以内）に死亡した者。（個別審査）

才ノ5類 （満洲事変以降戦地、事変地及び終戦後の外地において公務により受傷り病し療養中死亡した者）

軍人、軍属で満洲事変以降戦地、事変地及び終戦後の外地において公務のため受傷り病し、内地帰還後療養中これに起因し死亡した者、但し、受傷り病後6年（受傷り病の日の明らかでない者は退職の日から5年）を経過して死亡した者、又は昭和27年4月28日（平和条約発効の日）以後に死亡した者を除く。（個別審査）

【288】旧陸軍関係の昭和39年度靖国神社合祀の協力事務等の細部について（連絡）（昭和39年6月9日復員第449号厚生省援護局復員課長発都道府県主管課長宛）

<p>復員才 449 号 昭和39年6月9日</p> <p>都道府県主管課長 殿</p> <p>厚生省援護局復員課長</p> <p>旧陸軍関係の昭和39年度靖国神社合祀の協力事務等の細部について（連絡）</p> <p>標記のことについて下記のとおり連絡する。</p> <p>記</p> <p>1 昭和39年秋季の盂蘭盆会は昭和39年10月7日の予定であること。 注：東京オリンピック開催の関係で例年より繰り上げられたものである。</p> <p>2 合祀基準のうちオ/4類およびオ/5類については発才30/6号別表のとおり改正されたこと。</p> <p>3 祭神名票の記入要領は従前の例によるも、合祀基準の改正によるオ/5類については、</p>	<p>その療養状況を名票表面に明らかに記入すること。</p> <p>4 祭神名票の送付期限を特に厳守するとともに、類別区分を明らかにした連名簿2部を同時に送付されたいこと。</p>
---	--

【289】祭神名票の返送について（昭和39年6月22日復員第467号厚生省援護局復員課長発各都道府県主務課長宛）

<p>復員才 467 号 昭和39年6月22日</p> <p>各都道府県主務課長 殿</p> <p>厚生省援護局復員課長</p> <p>祭神名票の返送について</p> <p>別添送付の祭神名票 枚は昭和38年秋季、靖国神社合祀予定者として提出（それ以前提出のものを含む）されたものであるが、靖国神社側において事務手続の都合上合祀を保留されていたものである。</p> <p>については記載事項等不備のものは下記のとおり補償訂正のうえ本年度合祀予定者とともに連名簿を付して再提出されたい。</p> <p>なお、送付名票中には記載事項の完備されているものも含まれているが、これらは都道府県における重複合祀を防止するための手段として</p>	<p>送付したものであるから念のため申し添える。</p> <p>記</p> <p>1 名票表面の関係番欄に公務扶助料設定番号（公務扶助料の設定のないものについては弔慰金設定番号）を記入すること。</p> <p>2 名票表面に受傷り病後の退職日時及び事由並びに療養状況を記入すること。</p> <p>3 合祀済者と重複していないかを再点検すること。</p>
--	---

【290】昭和40年度以後の旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力要領について（昭和39年12月22日復員第831号厚生省援護局復員課長発各都道府県民生主管部長宛）

復員才 831 号  
昭和39年12月22日

各都道府県民生主管部長 殿

厚生省援護局復員課長

昭和40年度以後の旧陸軍関係戦没者の  
靖国神社合祀事務の協力要領について

旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務については、かねてから格別のご協力を願い戦没者の大部分について既に靖国神社に合祀を終わっているところであるが、最近合祀保留となつてゐる戦没者の遺族から靖国神社に対し、合祀保留事由等の照会が多くなつており、同社としては合祀未済戦没者の氏名等を把握していない関係上その都度厚生省に照会せねばならない状況であつて、遺族のうちには合祀の決定はあたかも厚生省が行なつてゐるものと誤解してゐるもの

もあるので、神社側としてはこのような誤解を一掃するためと合祀未済者の合祀を促進するため、従来保留となつてゐた戦没者を含め合祀未済の全戦没者の氏名、身分、死因等をなるべくすみやかに、おそくも昭和40年度中にその大部分を把握したい希望を有している。

ついでには当省としては上記のごとき関係遺族の誤解を一掃するとともに、合祀未済者の合祀事務を促進するため豫記のことについては別紙協力要綱（案）のとおり実施したい所存であるので、同案についての意見を昭和40年1月20日までに送付されたい。

なお、上記案にもとづき実施するものとして必要な祭神名票用紙の所要数を同時に通知願ひたい。

【291】別紙 昭和40年度以後の旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力要綱（案）（昭和39年12月）

（別紙）  
昭和40年度以後の旧陸軍関係戦没者の  
靖国神社合祀事務の協力要綱（案）

（要旨）  
才1 靖国神社合祀未済の旧陸軍関係全戦没者（特別未帰還者を含む）の氏名、身分、死因等に関する資料をなるべくすみやかに、おそくも昭和40年度末までに、その大部分を同社に提供し、もつて同社における合祀の済否等に関する遺族相談ならびに合祀適格者の合祀事務の推進に協力するものとする事。

（祭神名票の作成送付）  
才2 都道府県は戦没者のうち次のいずれかに該当する者について、従前の様式による祭神名票を従前の作成要領により作成し、昭和40年度末までにこれを数次に分割して厚生省に送付するものとする事。

ただし、その才1次分は昭和40年6月末日までに送付するものとする事。

1 昭和39年6月9日復発才30/6号(厚生省援護局長宛、各都道府県知事あて)旧陸軍関係の昭和39年度靖国神社合祀の協力事務についての別冊靖国神社合祀予定者選考基準のいずれかの類に該当する者（以下「合祀基準該当者」という。）で未だその者の祭神名票を当局に送付してないもの。

2 昭和72年7月7日以後に死没した者で次に掲げる者等現時点において合祀基準該当者以外のもの。

(1) 服務関連死没者  
(2) 特別未帰還者の死没者（戦時死亡宣告者のうち公務死と裁定された者を含む。）  
(3) その他

（祭神名票送付後の協力）  
才3 厚生省は前項の祭神名票を靖国神社に回付するとともに回付した祭神名票に係る事項について同社から照会があつたときは、都道府県の協力を得てこれを調査しその都度回答するものとする事。

（靖国神社における事務）

才4 靖国神社は送付を受けた祭神名票を審査し一定の合祀資格条件に該当する者については、逐次これが合祀の事務を進め、合祀資格条件に関し調査を要するものについては厚生省に照会する等自ら調査を行なうとともに関係遺族等からの照会に対し必要に応じ回答するものとする。

(合祀通知状等の取扱い)

才5 合祀者名簿ならびに合祀通知状の取扱いについては従前の例によるものであること。

【292】旧陸軍関係戦没者の昭和40年度以後の靖国神社合祀事務に対する協力等について（昭和40年6月8日調査第153号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管課長宛）



調査才 / 53 / 考  
昭和40年6月8日

各都道府県民生主管課長 殿

厚生省援護局調査課長

旧陸軍関係戦没者の昭和40年度以後の  
靖国神社合祀事務に対する協力等について

旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務については、かねてから格別のご協力を願い戦没者の大部分について、すでに合祀を終了しているところであるが、昭和40年度以後の合祀事務の協力については別冊「昭和40年度以後の旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務協力要領」により実施されたく通知する。

なお、昭和40年度の靖国神社合祀事務等については、下記により実施されたい。

記

1 昭和40年度の靖国神社合祀等について  
昭和40年度秋季の豊稔静安祭は昭和40年10月17日の予定であるので合祀予定者の祭神名票の送付期日は昭和40年8月15日とし、この期日を特に敬守されたいこと。

2 靖国神社における戦没者合祀事務の取り扱いについて

(1) 合祀者の審査等について

厚生省援護局より回付された祭神名票は靖国神社において審査し、一定の合祀資格条件に該当するものについては、これが合祀の事務を進め、合祀資格条件に関し調査を要するものについては、厚生省援護局及び都道府県に照会するとともに神社自から関係遺族について調査するものであること。

(2) 合祀通知状等の取り扱いについて

靖国神社は合祀の都度合祀者名簿を厚生省援護局及び都道府県に送付し、また、合祀通知状等を都道府県に送付して遺族への

交付を依頼するものであること。

② 合祀基準の拡大について  
合祀基準の拡大に関しては靖国神社崇敬者総代会及び同社の臨時合祀制度調査委員会の所掌するところであつて目下種々検討中であること。

先般の復員オ3ノ考（昭34/222）に対する都道府県の回答のうちにあつた合祀基準の拡大に関する要望については靖国神社に通知してあるので該知されたこと。

3 祭神名票の記入要領について  
祭神名票記入の要領は別表「祭神名票の記入について」を参照し実施されたいこと。

4 新たに判明した事項等の通知要領について  
都道府県は祭神名票送付後において新たに判明した事項について補足等を要する場合は様式オ1「祭神名票補足（訂正）通知票」により、また、靖国神社合祀済者の祭神名票について誤りを発見した場合は様式オ2「靖国神社合祀済者祭神名票訂正票」により各2部を当該に送付すること。

[293] 別表 祭神名票の記入について（昭和40年6月）

(別表)  
祭神名票の記入について

祭神名票の調製に当つては次の事項に留意の上記入されたい。

類別区分	記入項目	記入上の注意
全	階級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階級の重複及び身分とすること</li> <li>・ 字例を正確に書くこと（重疊簿の訂正を少くするため）</li> <li>・ ナスビや敬称で記入すること</li> </ul>
全	氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「オ氏オノ/カノ連隊」と正式に記入すること</li> <li>・ 地名は外地にありては「中露長国山田省大原」と固名より書き、死没場所が清国の場合は「ハソウ省後」又は「東経ノ5ノ9ノ北緯ノ39ノ5」とすること</li> </ul>
全	生年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 籍籍名、死亡事由については該没者に關する原簿記等を記入すること</li> <li>・ 特別公務員事由は省略すること</li> <li>・ 死没時の本籍地とすること</li> </ul>
全	死没場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在所地は新しいものを書くこと（合祀通知状の示簿等取防止のため）</li> <li>・ 遺族の不在の場合は該在籍地を行なつてゐる者の住所、氏名、諱稱を書くこと</li> <li>・ 最終地、遷葬地等の公務員史料、遺族等、有姓名等の家定番号、但し家定番号のみにありては、その要由を記入すること</li> </ul>
全	死亡地及事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在所地は新しいものを書くこと（合祀通知状の示簿等取防止のため）</li> <li>・ 遺族の不在の場合は該在籍地を行なつてゐる者の住所、氏名、諱稱を書くこと</li> <li>・ 最終地、遷葬地等の公務員史料、遺族等、有姓名等の家定番号、但し家定番号のみにありては、その要由を記入すること</li> </ul>
全	死亡区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在所地は新しいものを書くこと（合祀通知状の示簿等取防止のため）</li> <li>・ 遺族の不在の場合は該在籍地を行なつてゐる者の住所、氏名、諱稱を書くこと</li> <li>・ 最終地、遷葬地等の公務員史料、遺族等、有姓名等の家定番号、但し家定番号のみにありては、その要由を記入すること</li> </ul>
オ3類	死亡区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別判別ノ/ 墳墓番号「東田自叙」とすること</li> </ul>
オ6類	死没場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「陸軍ノ属（経略）」又は「陸軍ノ属（死没者給）」とすること</li> <li>・ 戦斗参加を要請した部隊名（靖国部隊）で要請した部隊の明らかでない者は氏名を要請する部隊又は軍司令部名とすること</li> </ul>
オ7類	関係書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡公報に記載のとおり記入（戦死、戦没死、死亡）</li> <li>・ 但し、戦死と記入する場合は「OOKによる射撃」、「自決」、「受難部位死」とすること</li> <li>・ 内地公が死の筈については特に公務員史料教定番号を記入のこと</li> </ul>



【294】様式第1 祭神名票の補足（訂正）通知票（〔昭和40年6月〕）

用紙 A 5 半切とする	補足（訂正）事項  (例) 「死亡地及事由」欄について左の通り補足（訂正）された -----	死没時所属部隊	姓名	合祀基準外転没者（縁関係）姓名簿	祭神名票の 及出年月日 及び祭神番号	昭和 年 月 日
		身分	職役者 氏名	祭出 県名	昭和 年 月 日	県

様式才1 / 祭神名票の補足（訂正）通知票

【295】様式第2 靖国神社合祀済祭神名票訂正通知票（〔昭和40年6月〕）

用紙は A 5 半切とする	正	訂正事項	氏名	本籍	合祀 年月日	靖国神社合祀済祭神名票訂正通知票 昭和 年 月 日
	誤		月生 日年	番号	昭和 年 月 日	

様式才2

別冊

昭和40年度以後の旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力要領

(要旨)

オ1 昭和40年旧陸軍関係靖国神社合祀事務については、従前の要領により協力するとともに合祀未済の旧陸軍関係戦没者（特別未帰還者を含む）の大部の資料を、昭和40年7月末日までに同社に提供し、爾後これを補足して合祀事務の推進に協力するとともに、同社における合祀の済否等に関する遺族相談の資料とするものとする。

(祭神名票の作成、送付)

オ2 都道府県は次により祭神名票を作成し、厚生省後援局に送付する。

- 1. 合祀予定者選考基準に該当する戦没者別紙「昭和39年10月現在における靖国神社合祀予定者選考基準」のいずれかの

類に該当する者（以下「合祀基準該当者」という。）で未だ合祀されていない者の祭神名票を作成し、各県の区分ごとに連名簿（2部）を付し昭和40年8月31日までに送付すること。

なお、昭和40年8月以降において合祀予定者選考基準に該当することが判明したものについては、昭和40年7月末日までに逐次祭神名票とともに連名簿（2部）を付し送付すること。

- 2. 合祀予定者選考基準に該当しない戦没者

昭和42年7月7日以後に死没した者で次に掲げる者等現時点において合祀基準該当者以外の者の祭神名票は次のア、イ、ウの区分毎に連名簿（2部）を付し、昭和40年7月末日までに送付すること。

- ア. 戦務関連死没者（特例扶助料、特例遺族年金の該当者）
- イ. 特別未帰還者の死没者（戦時死亡宣告

者のうち公務死と認定された者含む。）

ウ その他（上記以外のもの全部）

- 3. 昭和40年8月1日以後に死亡が判明した戦没者等の取り扱いについて

昭和40年8月以後に死亡が判明した戦没者等については、その者が合祀予定者選考基準に該当すると否にかかわらず、祭神名票を作成し、これを取りまとめて各年度のおおむね4半期ごとに連名簿（2部）を付し送付すること。

(祭神名票送付後の協力)

オ3 祭神名票送付後は次により協力する。

- 1. 厚生省後援局

前項の祭神名票を点検し、記載不備のものは都道府県に返却して補足を行ない、連名簿とともにこれを靖国神社に回付する。また、回付した祭神名票にかかる事項について同社から照会があつたときは、要すれば都道府県の協力を得てこれを調査し、そ

の都度回答すること。

- 2. 都道府県

(1) 厚生省及び靖国神社より照会があつたときはこれを調査しその都度回答すること。

(2) 祭神名票を送付したのち名票上の身元死亡諸元等に変更があつて、新たに「合祀予定者選考基準」に該当するに至りたるものについては、祭神名票の補正訂正方を、また、靖国神社に合祀済のものについて重複合祀もしくは階級等の誤りが判明した場合はその正誤訂正方を、厚生省後援局を経由して靖国神社に通知すること。

(合祀通知状の取り扱い)

オ4 都道府県は靖国神社より合祀通知状の送付を受けたときは、これをなるべく戦没者旅客運賃割引証とともに遺族へ交付すること。

【297】別紙 昭和39年10月現在における靖国神社合祀予定者選考基準（〔昭和40年6月〕）

別紙	
昭和39年10月現在における靖国神社合祀予定者選考基準	
<p><b>（才1類）</b>（軍人軍属の戦地又は外地において公務により死亡した者）</p> <p>1 昭和16年12月8日より同20年9月2日までの間に戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）の才4条才2項に規定する戦地（遺族援護法施行令才2条の才2項の表の区域及び期間をいう。以下同じ。）において死亡した者。</p> <p>2 遺族援護法才3条才1項才2号に規定する専賣地（遺族援護法施行令才1条の4の表の表の区域及び期間をいう。以下同じ。）において死亡した者。</p> <p>3 昭和20年9月3日より同26年5月31日までの間に外地において死亡した者。</p>	<p>軍人軍属であつて公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才34条才1項の弔慰金の賦定の終つた者。但し遺族援護法才4条才2項及び附則才20項（昭和28年法律才18号）の規定にもとづく遺族年金、公務扶助料又は弔慰金の賦定のあつた者を除く。</p>
<p><b>（才2類）</b>（軍人軍属の戦地において受傷し戦地又は外地において死亡した者で遺族援護法才4条才2項の規定により公務とみなされた者）</p> <p>1 昭和16年12月8日より同20年9月2日までの間に戦地において死亡した者。</p> <p>2 昭和20年9月3日より同26年5月31日までの間に外地において死亡した者。</p>	<p>軍人であつて遺族援護法才4条才2項の規定にもとづく遺族年金、公務扶助料又は弔慰金の賦定の終つた者。</p>

<p><b>（才3類）</b>（軍人軍属で戦地又は外地において公務により受傷し病した者でこれにより前記以外の地域で死亡した者）</p> <p>1 昭和16年12月8日より同20年9月2日までの間に戦地以外の地域で死亡した者。但し受傷し病後3年以上（受傷し病の日が明らかでない者については退職後2年以内）を経過して死亡した者を除く。</p> <p>2 昭和20年9月3日より同26年5月31日までの間に内地で死亡した者。但し受傷し病後3年以上（受傷し病の日が明らかでない者については退職後2年以内）を経過して死亡した者を除く。</p>	<p>軍人軍属であつて戦地又は終戦後の外地において受傷し病した者でこれにより公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才34条才1項の弔慰金の賦定の終つた者。但し遺族援護法才4条才1項該当者を含み、附則才20項（昭和28年法律才18号）該当者を除く。</p>
<p><b>（才4類）</b>（軍人軍属で満洲において公務により受傷し病し且死亡した者）</p> <p>昭和16年12月8日より同20年8月8日までの間に死亡した者。</p>	<p>軍人軍属であつて満洲において受傷し病した者でこれにより公務扶助料、遺族年金、遺族援護法才34条才1項の弔慰金の賦定の終つた者。</p>

【オ5類】 (軍人軍属でオ1乃至オ4類に属しないが合  
格を適当とする者)

- 1 軍人軍属でその身分及び死亡状況はオ1乃至オ4類の基準に該当するが該当遺族がないため公務扶助料、遺族年金、遺族援護法オ34条オ1項の弔慰金の規定のない者。
- 2 軍人軍属で戦地及び事案地以外の地域において戦傷をうけ、これにより死亡し又は受傷後3年以内(戦傷をうけた日が明らかでない者は退職の日より2年以内)にこれにより死亡した者。
- 3 軍人軍属で遺族援護法附則オ1ノ1項(昭和30年法律オ144号)に該当する者。
- 4 軍属で昭和16年12月8日以後戦地における在職期間内に戦傷し又は疾病にかかった場合において故意又は重大な過失によつて戦傷し又は疾病にかかったことが明らかでなく、この受傷り病の日より3年以内(受傷り病の日が明らかでない者については退職の日より2年以内)に死亡した者。
- 5 軍人軍属で昭和26年6月1日より昭和32年5月31日までの間に外地において自己の責に帰することができない事由により死亡した者。

(オ5類何れも個別審査)

【オ6類】 (もとの陸軍の要請に基づいて戦闘に参加し  
当該戦闘に基づく負傷又は疾病により死亡した者)

- 1 もとの陸軍の要請に基づいて戦闘に参加し当該戦闘に基づく負傷又は疾病により死亡した者でこれにより遺族援護法オ34条オ1項の弔慰金の規定のあつた者。
- 2 死亡の状況は1と同様であるが該当遺族のないため弔慰金の規定のない者。(個別審査)

【オ7類】 (軍人軍属で戦地以外の地域において公務に  
より受傷り病し、これにより死亡した者)

- 1 航空機搭乗(新型飛行機試験飛行を含む。)中、潜水艦潜行中又は特種兵器(特攻兵器を含む。)の試験若しくは訓練中の事故により死亡した者。
- 2 陣中捜索その他作戦準備に従事する中により死亡した者。
- 3 伝染病患者の診察又は介護の任務をもつ陸軍衛生部科隊以下又は看護婦で当該伝染病に感染し、これにより死亡した者。
- 4 その他公務により死亡した者。

- (1) 昭和16年12月8日から同20年9月2日までの間に左記により受傷り病し、これにより死亡し、又は受傷り病後3年以内(受傷り病の日が明らかでない者については退職の日より2年以内)にこれにより死亡したことにより遺族援護法オ34条オ1項の弔慰金の規定を終わつた軍人。
- (2) (1)と同様の事情により死亡した者が該当遺族のないため弔慰金の規定のない軍人。(個別審査)
- (3) (1)と同様の事情により死亡した軍属。(個別審査)

【オ8類】 (船舶運営会の運営する船舶の乗組員)

- 1 昭和17年4月1日以後船舶運営会の運営する船舶に乗り組み戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間若しくは昭和20年9月3日以後引続き海外であつて帰還するまでの期間において受傷り病しこれにより死亡し、又は受傷り病後3年以内(受傷り病の日が明らかでない者については退職の日より2年以内)にこれにより死亡した者で遺族援護法の弔慰金の規定を終わつた者。
- 2 1と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の規定のない者。(個別審査)

【オ9類】 (満洲開拓青年義勇隊の隊員)

- 1 昭和20年8月9日以後の業務上の負傷又は疾病により死亡した満洲開拓青年義勇隊の隊員で、これにより遺族援護法オ34条オ1項の弔慰金の規定のあつた者。
- 2 1と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため弔慰金の規定のない者。(個別審査)

オノ類 （国家総動員法に基づく徴用又は協力中の死亡者）

1 旧国家総動員法に基づいて徴用され又は機動員業務につき協力をさせられた者のうち、徴用若しくは協力にかかる令書若しくは通知を受けたる日から徴用若しくは協力を解除された日までの期間内における戦時災害により受傷り病し、これにより死亡し又は受傷り病後3年以内にこれにより死亡したことにより、遺族給養法オノ4条オノ4項の甲慰金の設定を終わつた者。

2 /と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため甲慰金の設定のない者。（個別審査）

オノ類 （軍人軍属で戦時死亡宣告をうけた者）

軍人、軍属であつて未帰還者に関する特別措置法の規定により戦時死亡宣告をうけ、且つ公務上負傷し、又は疾病にかかりこれにより死亡したものとみなされた者。（個別審査）

9

オノ類 （国民義勇隊の隊員でその業務に従事中死亡した者）

1 昭和20年3月20日の閣議決定「国民義勇隊の組織に関する件」に基づいて組織された国民義勇隊の隊員で、その業務に従事するため出勤期間中戦時災害により受傷り病し、これにより死亡し、又は受傷り病後3年以内にこれにより死亡したことにより遺族給養法オノ4条オノ4項の甲慰金の設定を終わつた者。

2 /と同様の事情により死亡したが該当遺族のないため甲慰金の設定のない者。（個別審査）

オノ類 （満洲事変及び支那事変中の死亡者で合祀される者）

満洲事変及び支那事変中の死亡者で旧「靖国神社合祀資格審査内規」（別紙）に該当する者。（個別審査）

10

オノ類 （軍人で満洲事変及び支那事変中の事変地以外で公務により受傷り病し、これにより死亡した者）

満洲事変及び支那事変中の事変地以外で公務により受傷り病し、これにより受傷り病の日より3年以内（受傷り病の日が明らかでない者については退職後2年以内）に死亡した者。

（個別審査）

オノ類 （満洲事変以降戦地、事変地及び終戦後の外地において公務により受傷り病し終戦中死亡した者）

軍人、軍属で満洲事変以降戦地、事変地及び終戦後の外地において公務のため受傷り病し、内地帰還後療養中これに起因し死亡した者、但し、受傷り病後6年（受傷り病の日の明らかでない者は退職の日から3年）を経過して死亡した者、又は昭和27年4月28日（平和条約発効の日）以後に死亡した者を除く。

（個別審査）

【二九八】合祀事務に関する打合会記録（昭和40年12月9日）

合祀事務に関する打合会記録

日 時 昭和四十年十二月八日 自午前十時 至午后二時

一、場 所 靖國神社々務所第二応接室

一、出席者 厚生省援護局調査課（旧陸軍関係）

三浦 課長 補佐

中 島 事 務 官

同 業務第二課（旧海軍関係）

阿 部 課長 補佐

靖 國 神 社

池 田 権 宮 司

木 曾 禰 宜

一、議題

1、合祀事務の最終段階における基本的処理方法について  
2、後日審議の爲保留となつてゐる項目について現段階においての検討について

3、従来事務上保留されてゐるものについての検討  
一、検討の結果次のとおりに取扱方法決定す

1、各隊保有の資料中未合祀者のすべてを名票として全部を神社に提出する。その方法については既に昭和四十年六月八日附調査第一五三号を以て示してあるが更に本日の打合せ事項を再検討した上で更に具体的な方法を示すこととする。

旧海軍関係も右に倣う。  
神社は右資料を受けて最終決定を行う。

2、第一項を受けて実際上取扱ふ場合を検討したる結果は次のとおりである（保留中の項目について）。

(イ) 戦犯処刑者 援護局で全部の名票を作製する。

◎ A級及び陸軍刑法と一般刑法を受けその身分を失つてゐる者は保留する。

◎ その他は合祀する（旧軍人軍属・第三國出身者を含む）。

資料 別冊(一)

(ロ) 特別未帰還者 約一、八〇〇名（満洲国官吏）

◎ ソ連で死亡した者（三〇〇名）（警察官が多い） 合祀する。

◎ 満洲開拓青年義勇隊員も含んでゐる。

◎ 満洲で死亡した者

(A) シベリアに送られたが再び満洲に送還され死亡した者 合祀する。

(B) 満洲で死亡した者については自らの意志で中共軍に入りたる後で死亡した者が、かなり有るがこれらを判別する資料がないので現段階では保留とする。

(ハ) 特別法扶助料該当者（服務関連者）

陸軍 二九、〇〇〇名 計四一、七〇〇名  
海軍 一二、七〇〇名

◎ 在隊中伝染病・肺結核等、栄養失調症等による死亡者は合祀する。

◎ その他は保留する。

説明 特別法該当者は管内居住者だけである。従つて将校・営外居住準士官下士官及び軍属は該當なし。

(ニ) 沖繩疎開学童死亡者

資料は琉球政府厚生局が保有してゐる。よつて厚生省から右局長宛資料提出方を請しこれに基き合祀の扱ひとする。

(ホ) 阿波丸殉難者

◎ 陸海軍軍人軍属は合祀済である。

◎ 船員は船舶運営委員会であるから合祀済と思はれる。業務第二課で調査する。

◎ 外務省関係は同省に資料があるから援護局から同省に提出方を交渉して合祀の取扱方を促進することとする。

(ヘ) 軍需工場にて作業中の死亡者

従来は戦時災害に含まれてゐなかつたが、業務上災害者として公務裁定が実現したので該当縣から資料が提出されることになつた。

これにより合祀扱ひとすることとする。

3、従来事務上保留のものについて検討の結果は別冊(二)のとおりその取扱方を決定せり。

説明

内地は昭和二一・六・一五まで外地は昭和二二・五・二まで兵役法が施行されてゐた。又内地では昭和二〇・一一・三〇まで現役（召集）が生きてゐた。外地は帰還まである。

更に保留となる項目は次のとおりである。

一、服務関連死亡者のうちの在郷死亡者及び一部の在隊死亡者。（病名による区別）

二、六年以上経過死亡者。

三、講和発効以後の死亡者。

四、特別未帰還者のうちの主として満洲での死亡者。

五、防空法による防空従事者の死亡者（一般者）。

六、サイパンからの強制疎開中の死亡者。

引揚給付金が支給されてゐるが、資料把握が困難であるから今後の審議に持越す（資料各縣保有）。

七、沖繩・サイパン・比島・満洲等の消極的戦闘協力者。

沖繩は見舞金が支給されてゐるがその他は無い。従つて資料不明なり。

八、戦争殉難者。

a、戦地、b、内地

九、航海訓練所実習生の機雷遭難死亡者。

十、法務死亡者。

A級及び一般刑受刑者

講和後の死亡者

別冊(一) 「靖國神社未合祀戦犯死亡者に関する資料」は「法務関係資料綴」に綴替しあり。

昭和四一・六・一五

〔※1〕 特別弔慰金受給者又は適格通知済者を含む

〔※2〕 昭和16・12・8以降18・12・31までの間の罹病は極めて職務に関連濃厚なる者、昭和19・1・1以降の罹病は職務に

関連あるものとしての取扱ひをする。

〔※3〕 後に法改正によつて含まれることとなつた。



支 那 事 変		北 支 那		中 支 那	
事変地以外ノ地		張鼓峰附近 雄基洞、 灰岩洞、 新阿山洞、 上角山ヲ 連ヌル以 東ノ朝鮮 ヲ含ム		至 昭和 昭和 一六、二七 一六、二七	
至 昭和 昭和 一六、二七 一六、二七		至 昭和 昭和 一六、二七 一六、二七		至 昭和 昭和 一六、二七 一六、二七	
以 外 へ 関 係 有 關 事 件					
<p>昭和十五年四月以降ノ審査ハ主旨ニ於テハ変化ナキモ左ノ標準ニ依リ詮議ス</p> <p>① 内地罹病及出征途上ノ発病ハ特ニ嚴選主義トス又内地動員部隊勤務中ノ者ニ付テハ現役、予、後備役ノ役種ヲ考慮スルヲ要ス</p> <p>② 内地帰還後ノ発病殊ニ流行病ハ事変地ニ於ケル勤務ト同時事変地ニ於ケル流行病ノ猖獗状況等直接關係ヲ考察ス</p> <p>特別ノ者以外ハ合祀</p> <p>一、満州事変同様ニ取扱ヒタルモ昭和十五年四月ニハ在支勤務ニケ月以上ヲ標準トシテ詮議ス 但発病地ノ風土等ノ關係等ニ依リ若干其ノ期間ヲ又急性肺炎及虫様突起炎（既往症ハ除外）等ハ期間ニツキ考慮ス 次テ昭和十五年十月二以上ノ外當時ノ勤務状況ト傷痍疾病ノ種類等ヲ考慮シテ詮議ス 二、事変地ニ於ケル受傷、罹病ニ因リ内地ニ於テ死没シタル者ハ ① 受傷、罹病後三年以内ニ該傷病ニ因リ死没セル者 内地帰還後ノ発病ハ帰還後一年以内ノモノヲ取敢ヘズ詮議ス ② 事変地ノ傷病ト死因トハ直接關係ナキ場合ニ於テモ前者カ後者ノ誘因ノ一ツト認メ得ルモノハ詮議ス ③ 事変地罹病者一旦治癒退院シ後日疾病ノ爲死没シタル者ハ死因疾病ト事変地罹病疾病トノ間ニ關係ヲ認メ得ルモノハ詮議ス</p> <p>一、軍事輸送中ノ事故、動員編成業務中ノ事故、罹病等真ニ直接ナルモノニ限リ之ガ爲認定困難ナルモノハ事変行賞ノ結果ヲ待テ詮議ス 二、事変地ノ解職ニ就テハ関東州、朝鮮等隣接地域ハ成ルベク嚴密ニシ範圍ヲ膨張セシメザルヲ要ス ① 内地勤務ノ解職ノ厳シムルヲ要ス ② 事変地ヘ輸送途中ノ死没者ハ後日一括詮議トシ保留ス ③ 事変地方面作戦ノ爲台湾ニ待機中ノ期間ハ事変地ニ準ジテ詮議ス</p> <p>昭和三十五年四月以降ノ審査ハ主旨ニ於テハ変化ナキモ左ノ標準ニ依リ詮議ス</p> <p>① 内地罹病及出征途上ノ発病ハ特ニ嚴選主義トス又内地動員部隊勤務中ノ者ニ付テハ現役、予、後備役ノ役種ヲ考慮スルヲ要ス</p> <p>② 内地帰還後ノ発病殊ニ流行病ハ事変地ニ於ケル勤務ト同時事変地ニ於ケル流行病ノ猖獗状況等直接關係ヲ考察ス</p> <p>③ 戦時警備令防空令等ニ基キ朝鮮、台湾、関東州及内地要地ノ防空監視、射撃部隊トシテ勤務中ノ死没者ハ警備ノ実務ニ服務中ノ事故ニ限リ詮議ス</p>					
<p>支那五月</p> <p>三、借上船ノ船員及台湾本島人タル軍夫等ハ軍ノ指揮下ニ在リテ戦死シタル場合ニ限リ尚全般ノ情况ヲ考察シタル後合祀スルヲ可トセン （支那事変ニ因ル船員該當者ハ昭和十八年四月ヨリ本島人該當者ハ十月ヨリ手統セリ） 四、関東軍司令部ノ「タイピスト」ハ從來合祀セラレアラズ 五、西比利亞事変當時臨時備役ノ人夫、飯令ハ薩哈噠ニ於ケル道路其ノ他構築ノ爲召集セシモノノ如キハ軍属ナリト雖モ常時傭人トハ其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ真ニ公務上ノ犠牲ト認メラルル者ニ限リ特別詮議ニ付シ合祀ヲ詮議セリ</p>					
<p>二限リ特ニ詮議スルモ嚴選ヲ旨トス</p> <p>① 満州事変初頭軍ノ命令ニ依リ作戦ニ協同セシ者ハ合祀セラレタルモ現下治安状態ニ於テハ満州ニ関スル限リ本項該當者ナシ ② 支那事変ニ於テハ戦線ナリヤ經濟線ナリヤ等（炭鉱開発等亦同ジ）ヲ考慮ヲ要ス ③ 支那事変ニ於テハ陸密軍属トシテ取扱ハルル者多キヲ以テ注意ヲ要ス ④ 以上各項ニ抛リ難キ者ノ合祀資格審査ニ就テハ其ノ都度詮議スルモノトス ① 満州事変初頭ニ於ケル国策移民、満州国鐵路局所属者、協和會員等ニテ合祀セラレタル者アリ ② 満鉄社員等ニシテ日本軍隊指揮官ノ指揮下ニ在リテ勤務中罹病シ十分ナル治療ノ途ナク死没シタル病死者ヲ合祀シタル例アリ</p>					